平成30年6月定例会 総務委員会(付託) 平成30年6月26日(火) 〔委員会の概要 県民環境部関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお, 理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よ ろしくお願いします。

【報告事項】

- ラグビーワールドカップ2019事前チームキャンプに関する基本協定の締結について (資料1)
- 「生物多様性とくしま戦略2018-2023 (素案)」について(資料2-1, 2-2)

板東県民環境部長

それでは、この際2点、報告事項がございます。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

ラグビーワールドカップ2019事前チームキャンプに関する基本協定の締結についてでご ざいます。

本県では、来年開催されるラグビーワールドカップ2019につきまして、強豪国ジョージアを相手国として、事前チームキャンプ誘致に取り組んでまいりました。

この度、本県での実施について合意に達し、去る6月21日、ジョージアラグビー協会と徳島県の間で基本協定を締結いたしました。この協定により、ジョージアラグビー協会は、2019年9月8日から16日まで、本県において事前チームキャンプを実施するとともに、キャンプ期間中に県民との交流プログラムを実施することが決定したところであります。

今後は、国際レベルの練習環境を整え、万全の態勢でワールドカップに臨んでいただく とともに、県民の皆様には、世界トップレベルの選手と触れ合う機会を提供するなど、未 来につながるスポーツレガシーの創出に、しっかりと取り組んでまいります。

次に、生物多様性とくしま戦略2018-2023(素案)についてでございます。

お手元の資料2-1を御覧ください。

本県では、平成25年10月に生物多様性とくしま戦略を策定し、生物多様性の確保に向けた取組を推進しているところであり、現行戦略が5年目を迎えていることから、第2次の戦略を策定するものであります。

戦略の期間は、本年10月から5年間を予定しております。次期戦略では、現行戦略策定後の国内外における動向や新たな課題、5年間の実績を踏まえた上で、国連加盟国の共通目標である持続可能な開発目標、気候変動の緩和策及び適応策の考え方等を盛り込み、方向性と目標、目標を達成するための行動計画及び重点プロジェクトを設定することとしております。なお、長期目標につきましては、現行戦略からの継承となります。

2ページに次期戦略の施策体系を示しております。四つの方向性に基づき設定した八つの目標ごとに一番右の列に例示した行動計画に取り組んでまいります。

詳細につきましては、資料2-2を御参照いただければと思います。

今後,議会での御論議を頂きますとともに、パブリックコメントを通じて県民の方々から広く意見をお聞きし、本年10月の策定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で報告は終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

樫本委員

今,板東部長から、生物多様性とくしま戦略2018-2023 (素案)の概要について、ごく簡単に説明いただいたんですが、十分、分かりません。担当から、もう少し掘り下げて分かりやすく、今までの計画とどう違っているのか示していただきたいと思います。

河崎環境首都課長

樫本委員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

現行計画であります生物多様性とくしま戦略につきましては、平成25年10月に策定した ものでございますけれども、これは生物多様性に関するもろもろの計画等を盛り込んで承 認いただいたものでございます。

そして,現行計画では,生物多様性とくしま戦略の対象とする区域でありますとか,当該区域の生物多様性の保全,持続可能な利用に関する目標等を掲げております。これらを総合的かつ計画的に講ずるべき施策として,それぞれ方向性でありますとか行動計画でありますとか,そういったものを盛り込んで策定をしております。

前回の計画から今回の計画につきましては、この5年間の国連の動きといたしまして、持続可能な開発目標(SDGs)の採択やパリ協定の採択ということで、これからは気候変動の緩和策と適応策を両輪とした取組が進められていくというようなことでございます。生態系を守っていくためには、気候変動をできる限り抑えていくと。そうでなければ現状の生物多様性は維持できないというようなこともございまして、こういった考え方を今回の計画に盛り込んでおります。

方向性といたしましては、日々の暮らしの中で、又は社会の仕組みや制度として、生物

多様性の損失や生態系の劣化を止めて、保全・修復・活用していくため、四つの方向性に再整理をしております。1番目は、自然と生き物に優しくエシカルに暮らすということ。2番目は、自然への負荷を減らし、生物多様性の損失や生態系の劣化を止めようとするもの。そして3番目は、良好な生態系を守り、劣化した生態系を修復し、活用していくという方向性。最後に4番目は、生物多様性・生態系を保全する仕組みを作り、推進していこうというような取組でございまして、これを達成するために現行戦略の55の行動計画のうち、達成したものは削除をいたしまして、その他の行動計画につきましては統合整理をいたしまして、新たな課題解決に向けた行動計画を追加し、56の行動計画を設定したところでございます。

追加した行動計画を例示いたしますと、官民協働による侵略的外来生物の発見と駆除活動の推進。これは昨年度、ヒアリとかアカカミアリとか新たな外来生物による脅威というのが皆様に認識されるようになっております。こういったものに適切に対応していきたいと考えております。そして、土地利用と良好な生態系の保全との両立ということで、八つの重点プロジェクトのうち、例えば、自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系の保全への配慮の在り方についての検討などを盛り込んで、近事の課題に対応してまいりたいということで策定を進めております。

樫本委員

詳しく述べていただいたんですが、なかなか分かりにくいので、これをしっかりと後で 読ませていただきたいと思います。

取りあえず、今、課題になっておりますことから個別の事案について、お伺いをいたしたいと思っておりますが、いわゆる自然エネルギーの利用促進のための土地利用と生物多様性や生態系の保全について、その両立を図るための調整が必要であると。これが結論で、そのとおりだと思うんですが、この調整が難しいんですね。それぞれ利害関係者があって、なかなか両方をうまく調整をして整合性が取れるように進めていかなくてはならないということがあるわけでございまして、大変難しいと思います。これから苦労されると思います。

そこで、5月25日の地元紙に「オリックス風力発電計画、知事、生態系影響を懸念」というタイトルで出ておりまして、いろんな団体から、この事業の回避を求める意見書がたくさん出てこようとしているわけでございます。この、いわゆるオリックスが計画を進めております天神丸の風力発電事業の計画の概要、事業の経緯、環境影響評価の目的、環境影響評価をどのような場合に実施していくのか。どのくらいの規模の事業から実施をしていくのか、小さい規模であれば影響は少ないから免除されると思うんですが、オリックスの場合は相当大規模で地域に与える影響は大きいと思います。だから、環境影響評価をされると思うんです。そのあたりの4点を少し詳しく説明いただきたいと思います。

佐々木環境管理課長

今,委員御質問の,仮称ですが天神丸風力発電事業については,東京のオリックス株式会社が美馬市,那賀町,神山町の行政境界となる尾根の周辺,約2,990ヘクタールを事業想定区域として発電機最大42機を建設し,全体で最大14万4,900キロワットの風力発電を

行うという計画となっております。こちらの風車については、最大ですが高さ約175メートル。ブレード、プロペラと言われるものですが、こちらの直径が約117メートル。そのブレードの枚数は3枚と想定されております。

この建設工事については平成35年10月から、また営業運転の開始は平成38年10月から予定されておりまして、計画として公表されたものとなっております。この計画のように、環境影響評価法は委員お話しのように規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としておりまして、今回の発電所や大規模な開発行為を伴う高速道路などの13事業において、面積等の基準を超える場合に環境影響評価を実施しなければいけないとされております。本事業が該当する風力発電所については、出力が1万キロワット以上が実施基準となっておりますので、計画となっております14万4、900キロワットということから、実施することとなったものです。

また、この事業については、平成30年3月29日、事業者のオリックスが環境影響評価法に規定する五つの手続のうち、最も初期の手続である配慮書を経済産業省へ届け出るとともに本県にも送付され、併せて事業者から5月28日を提出期限とする環境保全の見地からの意見の提出を求められたところです。これを受けまして、県においては有識者や学識経験者を中心に構成される、環境影響評価審査会に対し諮問をし、2回にわたり専門的見地から御審議を頂き、5月22日、審査会会長から答申を頂いたところとなっております。

また、別途、関係する美馬市、那賀町、神山町に対しても意見の照会を行いまして、知事意見の作成に当たっては、環境影響評価審査会の答申と、これら関係市町の意見を最大限尊重し取りまとめており、5月24日、事業者に対し知事意見を提出したところとなっております。

樫本委員

環境影響評価の基準ですが、発電能力、規模であったり、活用、利用される面積であったりということですが、よく分かりました。

そこで、次にお伺いするんですが、5月24日に事業者に対して、知事の意見書が出たということなんですが、この内容について、徳島県、知事は自然エネルギーを推進する立場を取っております、我々もそうです。生物多様性や生態系の維持確保、良好な確保のためには、やはり自然エネルギーへの依存を高めていくというのは、ごく自然、当たり前の姿なんです。しかしながら、これが動物や植物の生態系に影響を与えてはならない。これもよく分かるんですが、なかなか悩ましい問題で、どのあたりで判断をしていくのかということが、今後非常に慎重にやっていただかなければならないと思うんです。

今回の知事意見を出したという,今後の対応,理事者としての皆さん方の対応は,どんなふうに進んでいくんでしょうか。

佐々木環境管理課長

事業者に対する知事意見につきましては、環境影響評価法の規定により環境保全の見地からの意見を提出することとなっております。県では、有識者や学識経験者を中心に、構成される環境影響評価審査会から頂いた審査会答申や関係市町から提出された意見を最大

限尊重し、おおむね同じ内容で取りまとめさせていただいたところです。

その意見の内容としては、大きく総論と各論の2項目でまとめておりまして、総論におきましては、事業者が提出した配慮書には、生息が確認されている動植物など、生態系等に対する評価がなされていない、又は科学的な根拠が明確に示されていない状況が見受けられることから、環境影響評価として考慮すべき環境要素の区分ごとに、適切な調査、予測及び評価を行うこととさせていただきました。また、あらゆる措置を講じてもなお、重大な影響を回避又は低減できない場合には、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うこととしているところです。

また、各論においては、ツキノワグマや天然記念物に指定されているニホンカモシカ、 県版レッドリストに搭載されておりますツルギテンナンショウなどの希少生物をはじめと する動植物や生態系、あるいは登山等の利用による人と自然のふれあいの活動の場、事業 実施想定区域周辺の地質等を踏まえた土地の改変に伴う自然環境や、自然と地域の暮らし の調和により恵まれた景観、それぞれの項目に対する影響について回避又は低減するよう に求めさせていただいたところです。

事業者が、これから先にどのように対応するかについては不明なところもございますが、県としては、今後のアセスメントの手続、次の方法書等の手続においても、こうした 法の趣旨も踏まえ、適切に取り組んでまいりたいと考えているところです。

河崎環境首都課長

樫本委員から理事者としての対応ということでございましたので、私のほうからも少々 述べさせていただきたいと思います。

先ほど、委員も御発言がございましたように、自然エネルギーの最大限の導入というのは、生態系を守っていくためにも必要であるとは存じます。一方で、天神丸風力発電事業に係る計画の事業実施想定区域及びその周辺には、先ほど佐々木課長からも申しましたように、ツキノワグマ等の希少動物の生息でありますとか、キリシマイワへゴ及びツルギテンナンショウ等の希少植物の生育が確認されておりますなど、生物多様性の保全や持続可能な利用への配慮を必要とする場所であると考えております。自然生態系に影響を与える行為を原則禁止する自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域や、一定基準に合致する行為のみ環境大臣が許可する同法に基づく自然環境保全地域の特別地区への指定はございませんけれども、生物多様性基本法第6条には、事業者の責務として、事業活動に当たっては生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるべき旨の規定がございます。

また、いわゆる種の保存法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律という正式名称でございますけれども、これには、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たり国内希少野生動植物種の保存に配慮しなければならない旨の規定がございます。例えば、植物群落は土壌の質、地形でありますとか、気候、人の手による自然地質の破壊の程度により影響を受けるものでございまして、植物群落が有する自然秩序の破壊に対するぜい弱性、あるいは回復力につきましては、それぞれ異なるものと思慮をしております。希少野生動植物種の生息環境もしかりでありまして、事業者には生物多様性の保全

に関する関係法令の理念を踏まえ、最大限の配慮をお願いしたいと考えております。

そして、本日の委員会報告資料の2-2、生物多様性とくしま戦略2018-2023(素案)には、重点プロジェクト4として76ページから77ページに、自然への負荷を減らし、生物多様性の損失や生態系の劣化を止めるために、自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系の保全への配慮の在り方についての検討を掲げているところでございます。生態系を保全するためには、自然エネルギーの利用を促進していく必要があること、土地利用と生物多様性や生態系の保全との間で両立を図るための調整が必要となることがあることに触れまして、事業者には各種法令に基づく手続の着実な実施を求めること、県といたしましては、今後、生物多様性や生態系の保全の立場からの配慮が必要な区域やその提示の仕方など、環境配慮の在り方を示していくことを記述しておりまして、これが正式なものとなった後は、鋭意その取組を進めてまいりたいと考えております。

樫本委員

今の答弁によりますと、この事業は非常にハードルが高いという感じを受けました。余りにも規模が大きいので、特に影響がすごいのかというふうに思うわけでございます。課長がおっしゃったように、この地域にはツキノワグマもいるらしい。また、ほかに価値のある2種類ほどの植物もあって、将来的にこれを劣化させてはならない、保存しなくてはならないという立場だと思います。

ところで、私は先日、この天神丸風力発電所の事業について、県内の登山愛好家、野鳥の会の皆さん、そして生物多様性とくしま会議という自然体系を大切にされておる団体がございますが、この三つの団体の代表者から要望がございました。いろいろ説明を聞きました。非常に立地としてはすばらしい所です。事業者が考えるには当然の位置だろうと思うのですが、人家が全くない所で、そして尾根をずっと活用して、だから道がないということで117メートルのプロペラを設置するに当たっても、資機材の導入に当たっても、地域への開発を道路開発からやらなくてはならないということから、非常にその影響が大きいと私自身も感じたところであって、この団体の皆さんの思いはよく分かったんです。やはり地元と関係者、そして地球の温暖化も防がなくてはならないという高い視線からの取組も大事だろうと思うし、事業者には事業者としてのコンプライアンス責任もあるわけでございまして、そういったことから慎重にこの問題は対応していかなくてはならない問題であると思います。

地球温暖化は、もう本当に大変なことでしっかりと進めなくてはならないのですが、この相反するそれぞれの方向性を両方うまく収めていくというのが、この事業の今回の問題の大きな視点となるところであって、これからの皆さんの努力に対してしっかりと見守っていきたいと、こんなふうに考えているところでございますので、健全な判断をしていただけるように。そして、地球温暖化対策も進めなくてはなりません、自然体系の保全もやらなければならない。この2本が両立するような答えをしっかり出していただいて、うまく収まるように進めていただけることを要望して質問を閉じたいと思います。よろしくお願いします。

島田委員

私からは、2月議会とその後の総務委員会の付託委員会において質問させていただいた ことについて質問させていただきます。そのときの質問内容といたしましては、競技力向 上に向けた取組についてでございます。

競技力向上策について質問したのですが、そのときの回答としまして、競技団体からの 意見を聴取して団体種目の強化、メンタル面の強化などに取り組むとあったんですけれど も、正に、愛媛国体から次の国体の福井国体があり四国ブロックの予選を間近に控えて、 具体的にもう既に行っていると思いますけれども、そこについてお聞きしたいと思いま す。

松本県民スポーツ課長

ただいま、委員から今年の福井国体に向けました競技力の向上策についての御質問を頂きました。

本県での競技力の向上に向けましては、昨年の愛媛国体の結果分析、それから先ほど委員がおっしゃったとおり、各競技団体からヒアリングを行いまして、その結果としまして接戦をものにするためのメンタル面の強化、高得点につながります団体種目の強化、各選手を強化するための遠征機会を増加していくといった点が課題となったところでございます。

そこで、今年度におきましては、これまでの取組に加えまして新たにメンタルトレーニングとか、選手のコンディショニングに関する医科学情報を提供する講演会の実施、それから従来のオリンピック候補だけではなくて国体での入賞が期待できるような選手に対しても県から強化指定選手として認定をいたしまして、その選手の強化費を助成すると。それから従来の企業だけではなくて大学のスポーツといった観点で、大学の部活動での選手の育成強化に対する支援についても新たに実施するということにいたしております。

こういった新たな取組と従来の取組を合わせまして,先ほどのような課題を何とか克服 して今後の福井国体での上位の点が取れますように,そういった強化につなげてまいりた いと考えております。

島田委員

今の中で、オリンピックや国体で活躍できる選手に対する強化費というのがありますけれども、その助成についてもう少し詳しく答えていただけますか。

松本県民スポーツ課長

ただいま, 先ほど申し上げました, 新たな取組の中の強化指定選手の事業についての御 質問を頂きました。

こちらにつきましては、オリンピックの出場、それから国体での入賞が期待される選手につきまして、これまでの競技の実績により大きく二つのSとAというランクに分けます。ランク分けをしました上で、それぞれに対しての強化費の助成を行うという制度になってございます。今年度は31名で、そのうちSランクの方が13名、Aランクの方が18名をそれぞれ強化指定選手と認定いたしまして強化費を助成し、その中には指導者の招へいとか、先ほどの県外への遠征費、合宿、スポーツ用品などの購入、大会の参加料等々の経

費に対する助成という形で充てていただくといった形で認定いたしまして,去る5月21日 に認定式を行って,知事から認定書を渡したという形になっております。

こういった助成をできるだけ早期に活用していただいて、国体に向けたブロック予選等々の大会につなげていくということで、昨年度は同じ認定を7月頃に行っていたのですけれども、今年は2か月ほど早めまして5月に認定をして、速やかにこの助成の申請をしていただいて、できるだけ早い期間にこういった強化の経費に充てていただくといったことも取り組んだところでございます。

島田委員

強化認定式を早くやっていただきまして、強化を早くやっていくということでかなり期待も持てるのですけれども、やはり国体の順位を優先する、上に上がっていくためには団体の種目の点数が高いものですから、団体種目がやっぱり弱いということなんですね。団体種目の強化について、具体的なものをお答えいただけますか。

松本県民スポーツ課長

団体種目での強化に向けた取組という御質問でございますけれども、先ほどの国体での 分析結果におきましても接戦をものにしていくため、強化していくに当たっては、団体ス ポーツにおきましては様々な遠征とか合宿に参加しての切磋琢磨する機会をできるだけ多 く持つということが重要になってくるかと考えております。

こういった団体種目への強化といたしましては、各競技団体で行います各種遠征・練習会への助成、遠征等に同行する医科学スタッフを配置するといった場合に対する経費への助成、それから県外で活躍されている、いわゆる県人選手、ふるさと選手という名称をしておりますけれども、こういった県外で活躍されている県人の方を活用した遠征・練習等に対する助成という形で、それぞれの取組を支援しております。

それから、実際に国体に向けました四国ブロック大会を突破した団体に対しましては、 更に直前の強化を図っていただくということで、そのための遠征・練習会に対する経費に 対しても助成を行っているところでございます。

島田委員

先ほども申しましたけれども、団体種目を上げることが上位になっていくと思いますので、しっかりと団体種目の強化をやっていただきたいと思います。

一番初めに,各種団体から意見を踏まえてとありますけれども,団体種目は何団体ぐらいありますでしょうか。

松本県民スポーツ課長

昨年,国体が終わりまして各競技団体からヒアリングを行いました。団体数としては 41団体でございました。

島田委員

41団体はかなりの数ですし、競技によってもかなり温度差があると思います。競技に

よっては、オリンピック種目にはないのですけれども国体にある種目だったら、かなりジュニアの段階から強化選手を指定して、小学校、中学校、高等学校も強化選手を指定して、そこで県外の遠征や大会がある前に合同練習したりとか、いろいろ努力している競技団体もあるし、余り積極的でない団体もあると思うんです。だから、関心がないというか興味がない団体が多いから団体種目が突破できてないと思うので、今最下位に近いので、何かをすれば必ず上がっていくと思うんです。41団体あって、どんどん強化していくとなるとかなり予算が要ると思いますけれども、予算的にはどれぐらいの規模を考えておられるのですか。

松本県民スポーツ課長

先ほど、団体競技の強化費として御説明いたしましたものにつきましては、オリンピック・国体チャレンジ事業という名称でございます。平成30年度予算としましては3,900万円を計上させていただいております。

島田委員

今,隣から少ないという声がありましたけれども、やっぱり競技団体の数を考えて、あと団体種目は人数も多いですし、そこら辺のお金が安い高いというのは、いろんな角度から見ると3,900万円が高いと思われるところもあるし、もし結果が出せなかったら完全に無駄遣いになってしまいます。結果が出ていくとそれが無駄ではなくて、もっと予算を付けなくてはいけないという話になると思います。

ただ、認定を5月21日にして、そこから国体までの間強化するわけですよね。予選も含めると、かなり時間が短く半年ないわけですよね。だから、結構プレッシャーというか、結果を求める時間が短いので、できるだけもう少し長くできるようにしないと、選ばれた子だけ強化するのでなくて、もう少し若い子、せめて高校性や中学生ぐらいから強化していかないと、そういった結果が今の国体の順位になっていると思いますので。

引き続き、今年も福井国体の応援に行こうと思っておりますので、しっかり私のライフ ワークとして、この順位に関してはずっとやっていこうと思っておりますので、よろしく お願いします。

黒﨑委員

私も代表質問で、県民環境部関係の質問を何度もいたしましたので、その確認だけした いと思います。

まず、水素エネルギーの件に関して、地元企業を巻き込んでというふうなお話をさせていただきました。地元企業の関心が高まらないと、力強く一歩が出ないという感じがいたしますので、より具体的にどのように、タイムテーブルまでとは求めませんけど、どんな形で進めていこうとされているのか、分かる範囲でお願い申し上げたいと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま水素ビジネス研究会,仮称ですがこれについて御質問を頂きました。 本県では、水素社会の実現に向け、平成27年10月に水素グリッド構想を策定し、これま で全国に先駆けた水素インフラの整備や普及啓発の取組を進めてまいりました。水素ビジネス研究会は、水素ビジネスにより県内産業振興の裾野を広げるとともに、県内企業の参画による水素グリッド構想の具現化を図っていくための推進エンジンになるものと考えております。

具体的には、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした水素タウンの構築ですとか、燃料電池バスの実装、また燃料電池自動車のコストダウンが言われております。2020年以降の水素エネルギーの飛躍的な普及を見据えまして、県内企業はじめ、学識経験者や四国経済産業局の参画による水素関連事業のビジネスモデルの構築を目指してまいります。

この研究会においては、今年5月に採用となった水素エネルギーの最新技術や国内外の情勢に精通した非常勤特別職、水素エネルギー専門員や外部の水素関連の専門家の活用により、まずは水素エネルギーについての勉強会を行ってまいります。その中で、例えば燃料電池の部品でありますとか、水素供給設備の部品の製造など金属機械部門、あるいは水素の貯蔵・運搬・供給などのガス関連分野において参画できる可能性を持つ企業の掘り起こしを行い、次に参画企業の有する優れた技術や技能を生かしたビジネスモデルを検討し、実施に結び付けていきたいと考えております。

立ち上げ時期につきましては、四国経済産業局とは既に協議を進めておるところですが、今後県内の関連事業団体や学識経験者にも参画を求め、できるだけ早期にスタートさせたいと考えております。

水素ビジネス研究会の設立、展開をはじめ、水素エネルギーの飛躍的普及を県内産業のビジネスチャンスとして生かしていけるよう、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

黒﨑委員

知事も熱心にやろうと非常に前向きであるんです。山口県の周南市に、先進地ということで行きました。徳島県より規模も少し大きいということなんですけど、確かに熱心にやられております。周南市も同じことをおっしゃっていまして、民間企業をどう取り込んでいくのかというところに一番苦労しているんです。あと学術関係、それと地元の企業に関連の技術を育てるような種がないかどうか、そういったところを確認したいということをおっしゃっていました。

徳島県も,徳島大学工学部の歴史が長いので,県内のものづくり文化というのは脈々とあります。そういうところにもお声掛けいただいて,そういった地元産業技術を巻き込んで,是非とも早期に実現をしていただきたいと思います。

早ければいいのかという疑問もあるが、早いのがいいんですよ。もう何年か前にスタートしていますから、やっぱりタイミングがありますので、あとはもう早め早めの対応で是非とも成果を出していただきたいと思います。これは、くれぐれも要請をしておきたいと思います。

あと、もう1点、子ども食堂の件について質問をいたしました。これも子どもの居場所づくり検討会議ということで、御検討いただけるというところにやっと上ってまいりました。このことについても、タイムテーブルといったら質問したばかりで難しいとは思うの

ですけれども、少なくともどんな形でどのように立ち上げていかれるのか、分かっている 範囲で結構でございますのでお答えいただければと思います。

石炉こども未来応援室長

ただいま、先日も御答弁にありました子ども食堂の支援についての御質問を頂いたところでございます。

子どもの居場所づくりの検討会議、仮称ということでお話しさせていただいたところですが、この検討会議につきましては、単に子ども食堂、子供に食事を提供する場としてだけではなく、広く地域の大人、子供の交流の場、また地域での見守りの場などとして様々な機能を有する場としての重要な役割を果たしている子ども食堂を検討していくというふうなことで、幅広く支援の在り方を検討すべく現在、庁内関係部局のほか、市町村、学識経験者、福祉関係団体、子育て関係団体、そして子ども食堂関係者など、幅広い分野から参画いただけるようメンバーを検討しているところでございます。

今後、メンバーや会議の進め方など詳細が決まり次第、できるだけ早く検討会議を立ち上げまして、まずは活動の現状課題をきめ細やかに意見をお聞きしながら、関係者とともに支援について検討していきたいと思っております。

黒﨑委員

是非とも、できるだけ早い時期にお願いを申し上げたいと思います。これも、滋賀県議会で場所を借りて、県庁の担当者の方に来ていただいてお話を伺ったんです。本来、来てほしい人になかなか来ていただけない、そういったことがあると。ここにやはり、一番どうしたらいいのかという工夫をしていきたいということです。県内に九十幾つもある所ですら、まだそういうことで悩んでおられます。

やっぱり地域によっていろんな格差がありますので、子ども食堂という名前は子ども食堂という名前なんですけど、目的については、おっしゃったとおり幅広いスタンスで、それぞれの地域の慣例であったり歴史であったりに合うような形が一番良いかと思います。様々な意見を広く聞いていただいて、志のある方というか、子ども食堂をやってみようかと思うような人とか、御相談もしっかりと受けていただけるように、お願いを申し上げたいと思います。何人かの方から質問が終わったら電話が掛かってきましたので、恐らく、やりたい、やってみたいと思ってる方も何人かおられると思うんです。是非とも、早く対応をしていただきたいとお願いを申し上げたいと思います。

それともう1点,実は昨日の付託委員会で県警察に、児童相談所と県警察との連携についての質問をいたしました。その中で、都道府県をまたぐ県警察同士の間では、どんな連携をとっておられるんですかというような質問をさせていただきました。私の質問以外に木南委員からも、その情報をどう共有されていかれるのか、あるいは情報を共有していかれるような形もあるのかというふうな御質問もあって、関心も高いのかなと思ったりもいたしました。

児童相談所として、他県をまたぐような事例もあろうかと思います。そのときに、どのように対応をされているのか、あるいはされていかれようとしているのか。そのあたりのことを、お聞かせいただければと思います。

石炉こども未来応援室長

ただいま、黒﨑委員から児童相談所の県をまたぐ事案についての対応について御質問を 頂きました。先般も非常に残念な事件なども起こっておるところでございまして、本県に おきましても対応をしっかりとしていこうと考えておるところではございます。

まず、県をまたぐ移管に関しましては、平成19年に全国児童相談所長会におきまして、 申合せ事項としまして、被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供のルールというものを定めておりまして、それに沿った手続を行っておるところで ございます。

特に、被虐待児童につきましては、他県の情報が確認された段階で、まず速やかに相手方の児童相談所と連絡を取り、今後の対応を協議しているところでございます。児童相談所のケース移管につきましては、地域の関係機関のネットワークの中で見守る観点から直ちに行うことを原則としておりまして、援助経過に空白が生まれないように配慮をしております。可能な限り、双方の児童相談所による家庭訪問や関係者を交えての検討会議を開催することにより、切れ目のない支援を行えるようにしております。ケース移管に関しましては、特に案件にもよるんですけれども、できる限り相手方の児童相談所のほうに出向きまして、ケースの内容についても御説明をして移管するように取り組んでおるところでございます。

黒﨑委員

私は、手紙か電話かファックスでやり取りするのかと思ったら違うんですね。出向いて やられているということでございます。丁寧にやられているんだと思います。

それで、切れ目のないということでございますので、例えば、虐待を受けている子供を含めての家族が他県に行って、県内でこんなことがありましたよという情報を、他県の児童相談所に御説明に行かれた、ちゃんと説明をされて帰ってこられた、それだけではなくて切れ目がないという限りは、やはり現在このような状況にありますとかという情報自体が返ってくるという場合もあり得るわけなんでしょうか。お渡ししたことについては、もう100%先方にお任せしてというふうなことになるんでしょうか。そこのところは、どうなんでしょうか。

石炉こども未来応援室長

ケース移管後の詳細につきましては、ちょっと私も詳しくは存じてはいないわけなんですけれども、当然、情報提供なり引き続きの相談というか、共有なりはしてまいるようにはなるかと思います。ケースを説明もして、書類上お渡しした中で、分からないことであったり、必要な説明、必要な情報については引き続き共有というか提供はしているかと存じております。

黒﨑委員

分かりました。こういったことが起こらないようにするには、どうしたらよろしいで しょうかと昨日聞いたんですけど、こんな難しい答えはないですよね。閉鎖された家庭の 中で起こっていることであったりするんですけど、どこかでやっぱり外に現れてきたりしますんで、是非ともしっかりと、そのフォローを引き続きよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問にしたいと思うんですが、鳴門はコウノトリが定着してくれまして、それが小松島のほうに飛んでいったり、阿南のほうに飛んでいったり、脇町の手前、阿波町のほうまで飛んでいったというふうな話を聞きました。コウノトリが県内で生息し始めたというふうなことについて、コウノトリの今の状態を契機として、今も樫本委員から環境関係、生態系の御質問もございましたけれども、この生態系であったり多様性であったりというふうなことを小学校あるいは中学校では、自由学習とかの中で小さい頃からその重要性を教えているというふうなことで、もう既にスタートを切ってやっていただいております。私がこの前に行った豊岡市でも、小学校あるいは中学校に兵庫県立コウノトリの郷公園の職員さんが出向いて、年間に300か所講演に行かれているということでございます。それは、子供だけではなくて社会に対しても、例えば、地域の会があったりそんな所でもお声が掛かれば必ず行くことにしてありますというお話でございました。

それを聞きまして、やはりコウノトリに100%譲る生活は人間できませんので、人間の生活があってほかの生物の生活もあるということでございますので、共に生きるために、やはり生態系・多様性という社会教育というか、成人、県民に対しての広報をしっかりとしていく時期に来てるのかと。今までもされてきたと思うんですが、コウノトリがたまたま鳴門へ来て、卵を産んで、それがふ化したということは、やっぱり大きいんだろうと思うんです。ですから、どこまでが共存できる限界なのかということもあるんですけど、やはり共に生きるというふうなスタンスで、是非とも社会へ広報をしっかりしていただきたいと今までに増してお願い申し上げたいと思うんです。それについて、お答えいただければと思います。

河崎環境首都課長

黒﨑委員からの御質問と励ましのお言葉も一部あったかと思いますけれども、それに対してお答えをしたいと思います。

本日の委員会報告資料2-2の中に、実はコウノトリが盛り込まれております。これは、今回の生物多様性とくしま戦略2018-2023 (素案)を作成していく中で喜ばしい出来事の一つということで、ここに書き込めたことをうれしく思います。

コウノトリ,実は本県の鳴門市で,平成29年に兵庫県の豊岡市とその周辺地域を除く地域では全国初となります野外繁殖に成功したところでございます。これは,一度は絶滅した種の野生復帰を進めていく上で,大きな一歩であったと認識をしております。野外のコウノトリにつきましては,現在100羽を超えるまでにその数を増やしておりますけれども,本当は人の手を借りない真の野生復帰を目指すべきでございまして,繁殖地を全国に広げていくことが,今後の課題の一つであると考えております。

先ほどの委員から御発言があった小松島のコウノトリ,実は鳴門で巣立ちました。鳴門市の命名によりますと,なる君でございます。先般,なる君は,和歌山県の那智勝浦に旅行しておりまして,また,小松島に帰ってまいりました。そういった鳴門のコウノトリの取組というのは,全国的にも注目を浴びたのではないかと思います。

今後、こういったことを更に広く波及させていくためには、例えば39ページにも記載があるわけでございますが、カメラマンや観察者によるコウノトリへの過剰な接近でありますとか、カメラマンや観察者による地域住民とのトラブル回避、こういったことを普及啓発していくことも大事でございますし、餌となる水生動植物をより増やすための環境に優しい農業の一層の推進でありますとか、そのために、コウノトリを生かした農作物のブランド化。それから、それを選択購入していただくということで、下支えをするエシカル消費の普及、安全な営巣場所の確保など、これからもいろいろと取り組んでいくことはございます。そして、こうした課題につきましては、コウノトリの見守り活動に限らず、他の希少種を対象とした取組や外来種対策など、多くが生物多様性の保全活動に共通する事項でございます。

そこで、本年2月には2日間にわたまして、コウノトリとの共生県民のつどいを開催しまして、地域の農業団体、野鳥研究団体、大学や行政などが連携して2015年に設立をいたしましたコウノトリ定着推進連絡協議会による、これまでの取組を紹介いたしまして、その後も県内各地でコウノトリイラスト展を開催するなど、希少野生動植物種の定着に向けた取組の成功事例の一つとして紹介を続けているところでございます。また、人類共通の財産でございます生物の多様性を確保して、そのもたらす恵沢、恵みを将来にわたり享受できるよう次の世代に引き継いでいくということが重要でございまして、そのためには生物多様性や生態系についての正しい理解が必要となってまいります。

そこで、平成27年10月に生物多様性プラットフォームといたしまして、環境首都課の中に設置していますけれども、とくしま生物多様性センターを開設をいたしまして、生物多様性に関わる各主体間の交流でありますとか、人材の育成、活用の推進を通して生物多様性の様々な課題を解決していくことを目指しまして取組を始めております。例えば、徳島県内で活動する23の環境団体と研究者が参加をします、生物多様性とくしま会議との共同による生物多様性や生態系の保全修復への取組を最も分かりやすく例示しますと、コウノトリ定着推進連絡協議会への共同参加、これもその取組の一つでございます。

そして、特定非営利活動法人徳島保全生物学研究会への委託によりまして、最上流域は、上勝町の高丸山から下流域は河口部の干潟までの勝浦川を実習フィールドといたしました、生物多様性について学ぶ勝浦川流域フィールド講座、これは8日間に及んで全15講座を開講いたしまして、生物多様性リーダーの育成でありますとか、育成した生物多様性リーダーによる後進指導、あるいは普及啓発活動。それらのことを通じまして、更に一歩上を行く生物多様性アドバンストリーダーの育成、それから環境アドバイザー、平成14年度に徳島県環境アドバイザー制度を導入しておりますけれども、この中には生態系に関する方々も参加をしております。このアドバイザーの派遣による自然環境に関する出前講座の実施などにも取り組んでおりますほか、県民との環境活動連携拠点、エコみらいとくしまにおける子供向け講座、みんなでネイチャーゲームというタイトルでやってるものもございますけれども、こういったものの開催等を通じまして、多様な普及啓発等に取り組んでいるところでございまして、今後ともこうした取組を鋭意継続してまいりたいと考えております。

黒﨑委員

大変、御丁寧に御説明を頂きました。いずれにしても、まだまだ県民の中の意識というのは日常生活において半端でございまして、多様性であったり生態系であったりというイメージというのが、なかなか定着してないのかなと思うところもあります。

徐々にでも結構でございますので、確実に広く深い部分から進めていって、拡散をして いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

中山委員

先ほどの島田委員の質問に関連して、やはり競技力向上を目指すためには、競技人口をいかに増やすかというふうなことが肝要ではないかと思います。競技人口といえば、青少年の例えば、野球とかバレー、サッカー、剣道も本当に競技人口は小学校の間は多いわけです。それが中学校になったらガタンと減ってしまうんですね。それが高校になったらまた減ってしまう。その辺のところはどのように分析されておりますか。

松本県民スポーツ課長

ただいま中山委員から、世代ごとの競技人口といいますか、そういった形での動向について御質問を頂きました。確かにおっしゃいますように、小学校のときには学校での様々なクラブ活動でありますとか、地域でのクラブ活動に参加する形で競技する機会が多いかと思います。その後、中学校に入りますと学校での部活動は当然でございますけれども、やはり将来の大学進学等に向けた勉学についても、学習塾等を含めて割く時間がどうしても多くなりがちだと。高校に入りますとその傾向もなおさらでございますので、傾向としましては中学高校に至る過程で、少しずつ競技の率が減ってきているというのが実態ではないかというふうに認識をいたしております。

中山委員

正に、私もそういうふうに思うんですね。やはり、スポーツが弱くなった要因の一つには、実業団の数がなくなったということも一つの悪い理由ではないかと思うんです。

6月22日の徳島新聞に「健康経営」県内で増加という記事が載っておりました。従業員の健康増進に努めることによって生産性が向上するのではないかということで,健康経営に取り組む企業が徳島県内で増えているという記事でありました。その中で紹介されていたのが,富田製薬が徳島市のアスティとくしまで大運動会を実施したという記事でした。このように企業が再度,健康増進ということに力を入れております。ということは、スポーツに関しても力を入れているのではないかと思いますので,やはりおっしゃるように、趣味の多様化もありますが,大学進学の勉強をしなくてはいけない,大学に行かなくてはいけない,また就職しなくてはいけない,スポーツばかりに時間を取られていたのでは、なかなか難しいというふうなことを考える子供たちも多いのではないかと思うんですよ。ですから今,正にこういうスポーツの気運が高まっている時期に,タイムリーに企業との連携をしっかりとしていくべきではないかなと考えますが,いかがでしょうか。

松本県民スポーツ課長

委員からお話がありましたように、やはり県内でのスポーツに親しんでいただく場面を

いろんな場面で増やしていくということがひとつ大事なことかと思います。

そういった中で、県内の様々な企業の中での取組として社員のそういった健康づくりの ためのいろんなスポーツ活動でありますとか、その御家族が一緒に参加できるような機会 を作っていただく等々の取組自体が、かなり効果のある事業だと思います。

県といたしましても、県の予算ではないんですけれども県内のそういった生涯スポーツの趣旨に御賛同いただく県内の各企業・団体からも協賛金という形で頂きまして、そういった中で様々な県内での企業も含めた各種団体がいろんなスポーツにも触れていただくと。そういった観点でのイベントを実施する場合に、その中から支援という形で助成も行っておりまして、そういった趣旨に賛同いただく企業に今後も積極的に働き掛けをして、そういった形での支援も頂く中で、県内の様々な地域でのスポーツ活動に対しても、積極的に支援ができたらというふうに考えてございます。

中山委員

先ほど伺った41団体に3,900万円という少額の助成をされているということだったんですけど、今おっしゃったように、企業から助成を受けるのもいいですけども、逆に県のほうからいろんな国の事業を取ってきて、スポーツに理解のある企業に対して支援する助成というふうなことを通じて、例えば実業団を復活してもらうだとか、そういうふうな働き掛けもすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

松本県民スポーツ課長

県内の実業団含め、様々な企業スポーツに対しましても、やはり県としましても様々な中で支援をしていく必要があると考えております。そういった中で、国の補助制度なりを最大限活用するということももちろんですし、そういった企業がスポーツとして実施する場合、例えば施設の借り上げですとか、指導者の派遣でありますといった様々な場面での支援というのをできるかと思いますので、いろいろ知恵を絞りながら、企業団体のスポーツに対する支援についても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

中山委員

柔道や剣道といったら警察で、この前、警察学校を視察しましたけれども熱心にやられてますよね。例えば、採用のときに柔道や剣道で優秀な人たちを優遇するとか、点を上乗せするそういう処置とか、例えば、とくしまマラソンで上位入賞した人を優先的に徳島県庁の職員として採用の点数に考慮するとか、そういうシステムも是非、取り入れていただきたいと。すぐに即答はできないだろうけれど、できることをいろいろ考えていただいて、競技人口を増やす努力をしっかりとしていただきたいと思います。これは、強く要望したいと思います。

それと先ほど、ラグビーワールドカップ2019の事前チームキャンプに関する基本協定が締結されたとの報告を受けまして、4億円とスポーツ施設にも1億円近いお金をかけていましたよね。どういうふうな形で実を結ぶのか、駄目になってしまうとどうなるのかという心配をしておりましたが、それがき憂に終わって良かったと思っております。

前回2015年のラグビーワールドカップでは、五郎丸選手の活躍でラグビーに対する人気

がワッと出ましたよね。今はワールドカップといったらサッカー人気がすごくて、その県 民目線を来年のラグビーワールドカップに向けるためには、どのように広報活動をしてい きますか。

秋山国際スポーツ大会室長

ただいま中山委員から、ラグビーの普及それから盛り上げに向けて、どのような取組を していくのかという御質問を頂いたところでございます。

ラグビーにつきましては、先日、事前チームキャンプの基本協定が締結したところでございまして、これからいろいろな取組を提案してまいりたいと考えておるんですけれども、やはり地域との交流が重要であろうかと思います。地域と国際的なチームが交流することによって、まずはそのプレイヤーの方、例えばラグビーをしている方が、それを参考にして競技力の向上とする。それから、外国人の方と直接地域の方が触れ合うということで国際交流の促進や、またラグビーの方々が徳島県良かったよと言っていただいて、世界への魅力発信などの大きな効果があるように思っております。ですので、地域との交流、これを重点的に実施していきたいというふうに考えております。

ジョージアにつきましては、先日お越しいただいた際におきましても、鳴門渦潮高校の女子ラグビー部の生徒と直にキャッチボールをしていただくなど、若者の交流を重要視していただいておりまして、向こうのほうから若者の交流の御提案も頂いているところでございます。県といたしましても、それを受けまして、若者とジョージアとの交流を軸に地域の皆様との交流をしていただくことによって、ジョージアをより身近に感じていただく。そして、ジョージアを応援していただく、それからラグビーワールドカップに興味を持っていただく。このような形で徐々に県民の皆さんにラグビーの魅力、それから国際スポーツ大会の魅力というのを伝えてまいりたい、このように考えております。

中山委員

やはり、県費がかなり要っているので、それに見合うような形、経済効果もしかりですけれども、効果的に運営していかなくてはいけないと思うんです。キャンプ地に来ているのに全然知らないのでは話にならないので、何度も申し上げますが、サッカーとか野球とかに比べたらラグビー熱というのは、今ちょっと沈静しているのかなと危惧しておるところがございますので、しっかりとラグビーの魅力を発信して、それに加えて、今徳島県にジョージアのラグビーチームの強豪が居るんだよということを、大勢が見に行って触れ合うように広報していただきたい。これもまた要望したいと思います。

最後に、さきの代表質問で木南委員の答弁の中で、県民主役の新たな音楽祭の創出というふうな答弁があったと思うんですが、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

喜羽あわ文化創造担当室長

とくしま夏の音楽祭について御質問を頂きました。県では、邦楽、クラシック、ジャズの「あわ三大音楽」をテーマに県民が様々な音楽に触れる機会を提供するとともに、聞く立場から演じる立場へと県民自らが能動的に活躍する県民主体の新たな事業展開を図るた

め、とくしま夏の音楽祭を7月7日、8日に開催することといたします。

まず、7日の午後に開催いたしますジャズライブですけれども、徳島で30年の歴史を誇ります徳島ジャズストリートの中心メンバーとして活躍しているジャズバンドから、徳島ジャズストリート実行委員会の推薦により5バンドに出演していただきます。夜の部の邦楽コンサートでは、県邦楽協会にメンバーを御推薦いただきました、昨年度誕生いたしました徳島初の若手邦楽家によります和楽器アイドル、ほう楽★ガールズ徳島をはじめ、県邦楽協会に御推薦いただきました邦楽界の次世代を担う子供たちにキッズゲストとして参加していただき、徳島の邦楽の未来を感じていただくコンサートにしたいと考えております。

そして8日につきましては、徳島文理大学におきましてクラシック演奏会を開催することとしております。こちらの出演団体につきましては、ジャズや邦楽のように県内に演奏家を束ねる組織がありませんでしたので、県内のアマチュアオーケストラに今年の4月6日から16日まで、板東俘虜収容所で当時演奏された楽曲をはじめとした徳島に縁のある曲目を演奏していただくことを条件として公募いたしました。御希望がありました4楽団について御出演いただくことになりました。今回は希望団体が4団体ということでありましたので、御希望いただいた楽団全て参加いただくこととしたところでございます。

今回の演奏会についての特徴ですけれども、まず7日の邦楽、ジャズにつきましては、徳島県文化の森総合公園に新しくできました、すだちくん森のシアターの開放的な空間で入退場自由という形で楽しんでいただけるような工夫をしております。ジャズについては、ふだんは夜のバーでもお聞きいただくということが多いかと思うんですけれども、明るい環境の中で楽しんでいただきまして、ライブの中で子供から大人まで楽しめる楽曲について演奏する予定としております。夜の部に登場いたします、ほう楽★ガールズ徳島につきましては、ボーカロイドを利用したオリジナルの歌に合わせて振り付けの付いた演奏をやっていただくということで、邦楽になじみの薄い若い世代の方にも楽しめる新しい邦楽としたいと思います。

それから、8日のクラシックの演奏会ですけれども、県内のアマチュアのオーケストラ4団体が一堂に集まりまして、日頃の活動の腕前を御披露いただくとともに、演奏する皆さんと調整して、ふだんは別々の所で演奏しております4楽団が選抜メンバーをそろえまして、息をそろえて演奏する初の合同演奏を行いたいと思っております。クラシックの初心者をはじめ、お子様から高齢者まで幅広い皆様に楽しんでいただけますように、より親しみやすくするよう本県とゆかりのある楽曲を演奏するとともに、落語家のナビゲーターが曲目を分かりやすく紹介するようにしたいと思っております。また、開演前には、子育て世代が気軽に楽しんでいただけますように、演奏家や楽器との距離が近いロビーコンサートを今回初めて実施したいと考えております。

中山委員

県民が主役となるというのは聞く、聞き役ということなんですか。

喜羽あわ文化創造担当室長

今回の県民が主役ということなんですけど、聞く人も県民ですし演奏する人も県民で、

共に県民ということで、両方の意味での県民主役という意味でございます。

中山委員

とくしま夏の音楽祭の開催概要は分かりましたけれども、その後で、要は、スポーツも一緒ですけれども音楽にしても文化にしてもいろんな団体が地元で一生懸命発表の機会を求めて練習をしております。そういう人たちのために、発表の場の提供というふうなことで県民が主役という言葉になったのかと思っておりますが、そういうことでいいんですね。だから、今後どういうふうな展開をするのか教えてください。

喜羽あわ文化創造担当室長

今後の取組ですけれども、新しい取組としてはジャズなんですけれども、県民参加型のジャズ楽団というのを今後また結成を予定しておりますし、邦楽に関しても、ほう楽★ガールズ徳島の新規メンバーも募集を予定しているところでございます。クラシックについても、ミニコンサートというのもまだ具体的な計画はできてないんですけども、開催したいと思っております。

この中で、市町村の御推薦のあった音楽団体でありますとか、広く一般に募集した音楽活動をされている方とかも出る機会が作れたらということで、今検討中という段階でございます。今後とも、あわ三大音楽中心に演奏会を展開して、皆さんの発表する機会を作っていくことによりまして、裾野を広げる活動を展開していきたいと考えております。

中山委員

5月に、すだちくん森のシアター利用促進キャンペーンに応募して当たって、1日コンサートをやらせていただきました。本当にロケーションがすばらしく、心配していた音も逆に反響が良くなって、人数が少なくてもすごく拍手が大きかったりと良いほうに働いて、やりやすいと思っております。

この委員会でも視察した美馬市のミライズとか阿波市のアエルワ、アエルワのステージは見てないですけれども、すごくすばらしいステージがある。アスティとくしまにしても、ときわホールにしても、県下各地にすばらしいホールがたくさんあるんですね。そういう所の稼働率がなかなか伸びていかないのが現状ではないかと思うんですよ。ですからこの機会に、県民が主役という新たな音楽祭の創出ということを考えているのだから、そういう素晴らしい音楽施設を紹介して、各地元で活躍している、クラシックばかりだというふうな批判を受けたのでクラシックだけではなく、例えばコーラスとかいろんなグループがあると思うので、そういう人たちにもスポットを当ててあげて、すばらしい舞台で演奏できる機会を与えてほしいと思いますが、いかがですか。

喜羽あわ文化創造担当室長

先ほど、ミニコンサートのところで少し説明させていただいたんですけど、今まだ検討中ではありますけども、クラシックにとらわれない他の団体の参加についても、今後検討していきたいと思っております。

吉成県民文化課長

県民参加の県民主役の音楽事業、例えば、県民を主役にした事業についての御質問を頂いております。

昨年度来,御議論いただいておりました基金を新しく,今年度よりあわ文化創造支援費補助金に衣替えいたしまして,県民の皆様を主役とした各種事業について助成をさせていただいているところでございます。昨年度より補助金の額も増額をいたしまして,今年度は55団体の皆様に,県内それぞれの文化活動について支援をさせていただいておりまして,それぞれの地域におきまして,県民を主役とした文化活動が展開されるものと期待をしております。

中山委員

いろんなジャンルで活躍されている人たちが大勢いらっしゃいます。是非とも、その人たちにスポットを当ててほしい。加えまして、せっかくああいう立派な屋根が架かったすだちくん森のシアターがあるので、今から秋までは本当にいいロケーションだと思います。特に、これから夏の夜空の月明かりの中で、例えばジャズとかをやるのも非常におしゃれで都会的で徳島かなというふうな感じで、そういう空間の演出も含めていろいろと考えていただいて、是非とも徳島県に文化が根付くように、2回も国民文化祭があってさすが徳島県だというふうなことを言っていただけるように、これからも頑張っていただきたいと思います。

喜多委員長

午食のため、休憩いたします。(11時57分)

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。 (13時02分) 質疑をどうぞ。

岡委員

とくしま記念オーケストラの件について、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、先日の一般質問の中で、公益財団法人徳島県文化振興財団が川岸氏以外にも3名の人間に報酬を支払っていたということが答弁でありました。そのときには、個人情報うんぬんという理由で名前を明らかにされなかったわけですけれども、発覚してからもう1年この問題が続いております。その中で、県民の疑惑を払拭していくためにも、財団から報酬を支払っていた3名の名前を公表すべきと思うんですが、いかがでしょうか。

喜羽あわ文化創造担当室長

県民の疑惑を払拭するために、公益財団法人徳島県文化振興財団から報酬を支払っていた3名の名前を公表すべきでないかという御意見でございます。

音楽文化が息づくまちづくりを推進するために、専門的な見地から、財団が御助言をお願いしている人物については民間の方でございまして、財団として個人情報の取扱いにつ

いて慎重に対応を検討しており名前を伏せてきたところでございます。

しかしながら、今回の事案についてはこれまで県議会の皆様から様々な御意見を頂いておりますことを受けまして、お名前を公表しても良いと財団が判断したことを受けまして公表させていただきます。平成28年度に財団が報酬をお支払いしておりました専門家といたしましては、秋山和慶氏、山下芳彦氏、諸石幸生氏の3名となっております。

岡委員

この3名の方に財団から報酬を支払っていたということでございます。確かに民間の方は民間の方なんでしょうけれども、公金が入った事業に深く関わっておられる、また財団にしても自主事業があるとはいえ公金が入った団体ですよね。そういうところから報酬をもらっていた方を公表できないと、民間の方なんでというのは、そもそもそれはおかしい判断になると思います。今回は3名の名前を公表していただきましたので結構ですけれども、そういう判断の一つ一つのずれというのが、県民の皆さん方の不信感を生んだ大きな原因であると思いますので、その辺は今後もしっかりと気を付けてやっていただきたいと思います。

そして、その3名の方というのは、音楽文化が息づくまちづくり事業の専門家として 入っているということなんですけれども、具体的にどんな業務を行っていたのかというこ とと、その業務が川岸氏と重複するようなところはないのかをお答えいただきたいと思い ます。

喜羽あわ文化創造担当室長

3名の業務内容と川岸氏の業務内容との重複についての御質問でございます。

まず、世界的指揮者でございます秋山和慶氏についてでございますが、音楽文化が息づくまちづくりを推進する音楽監督としまして、例えば、演奏会の在り方やオーケストラの方向性についてアドバイスを頂き、本県の音楽文化の向上と裾野の拡大に向けた取組に大きな役割を果たしてこられました。

それから、山下芳彦氏につきましては、楽団の運営に携わった経験や、おどる国文祭 オープニングの総合プロデューサーとしての経験を生かしていただきまして、今回の常設 ではないオーケストラとしてのとくしま記念オーケストラを運営するに当たり、公演活動 や演出等について幅広い見地からアドバイスを頂いたところです。

また、諸石幸生氏につきましては、音楽評論家として第一線で活躍されておられる方で ございまして、本県の音楽文化が息づくまちづくりの推進へ、第九演奏会を中心といたし まして広く情報発信を展開する上で、音楽雑誌でございます「音楽の友」や「モースト リー」で御紹介いただくなどの御協力を頂いたところでございます。

3名の方は、秋山氏が音楽活動全般について、山下氏は公演活動や演出について、諸石 氏は演奏会等の情報発信について、それぞれの立場から御助言、御意見を頂いているとこ ろでございます。

一方,川岸氏,またアンサンブル・セシリアにつきましては,構想段階における事前の会場確認等,必要とされる事前確認のほか,必要とされる楽器でありますとか,楽団員の手配等の実務を行っていたものでございまして,重複するものではございません。

岡委員

事業全体の、何と言うのかモデル作りというのは、秋山氏がやられていたと。演出は山下氏がされたと。それぞれに役割分担をしてやられているということなんですけれども、この方々を、わざわざ財団から報酬を払って1年間ずっと雇用というか、契約しておかなければならなかったのかというのは、ちょっと疑問なんです。

その辺の見解について、どのように考えてこういうことをやられたんでしょうか。

喜羽あわ文化創造担当室長

3名とも、クラシックの世界におきましては実績を有する方でございまして、それぞれの立場から御助言を頂くことによりまして、音楽文化が息づくまちづくりの推進に貢献していただいたところでございます。

いつアドバイスを頂くかというのが, はっきり分からないところでございますので, 1 年通してお願いしているところでございます。

岡委員

何か,こうやっぱりしっくりこないというか,そもそも論で言うと,音楽文化が息づくまちづくりですよね。それがなぜ,これだけクラシックに偏重してしまったのか,非常に疑問に思います。

1年間報酬を払って、いろんなアドバイスを頂いていたということですけれども、その頻度は、実際のところどれぐらいなんですか。例えば、平成28年度だったら、どれぐらいの頻度でアドバイスを頂いたりとか、どういう形で、どんなことに関して、何回ぐらいアドバイスを頂いていたのでしょうか。

喜羽あわ文化創造担当室長

何回というのは、ちょっとないのですけれども、必要に応じてということで聞いております。演奏会の方向性でありますとか、大所高所からのものであり、細かくアドバイスを 頂いたというものではないと考えております。

岡委員

方向性というのは、例えばどういうことがあるんですか。

喜羽あわ文化創造担当室長

例えば、音楽列車でありますとか、県民に寄り添う形の子供向けの演奏会をしましょう とか、どういう方向にオーケストラを向けていくかというようなことを、アドバイスを頂 いていたと考えております。

岡委員

今ので分かりますか。音楽列車をしようかというのが方向性なんですか。そんなアドバイスまでもらわないと、事業はできないものでしょうか。私らでも多分、子供向けに演奏

会をしようか、学生向けに演奏会しようかぐらいのことは考え付くと思うんですけども、 それをいちいちアドバイスをもらわないといけないぐらい頼りきっていたということなん でしょうか。

喜羽あわ文化創造担当室長

特に秋山氏につきましては、寄せ集めと批判を受けやすいオーケストラの形態になっておりましたので、その求心力として音楽監督に御就任いただいたということもあると考えています。

吉成県民文化課長

それぞれの方に、具体的にどういう役割を担っていたかという御質問でございます。

秋山氏につきましては、広く有名な、世界的な指揮者でございます。いわゆるオーケストラにとりまして、どういう演奏を行っていくのか。また、いわゆる演奏の質を上げるためにはどういったことをやっていけばいいのかということで、例えば、いろんな演奏家の方々が演奏するに当たってのいろんなアドバイスでありましたり、また、とくしま記念オーケストラに関しましては、秋山氏だけが指揮者ではございません。いろんな指揮者の方をお願いしているということもございます。それぞれの指揮者の方が演奏するに当たりまして、秋山氏のアドバイスを受けたり、演奏会に関する企画なども、秋山氏には携わっていただいたところでございます。具体的には、例えば演奏する曲目でございますとか、オーケストラの編成などについて、アドバイスを頂いたというところでございます。

山下氏につきましては、おどる国文祭のオープニングの総合プロデューサーとして御活躍いただいたということでございまして、実際の演奏会の開催に当たりましては、プログラムの編成でありましたり、どういった形でオーケストラを出演させる、例えば、アンサンブルでオーケストラをまず出演させて、更に広いオーケストラ、第二、大規模編成でまたやっていくとか、舞台における演出面におきましていろいろな御意見を頂いたところでございます。

諸石氏につきましては、著名な音楽の評論家でございまして、今はもう終わっているかもしれませんがNHKラジオでも全国放送でコーナーを持っているような方でございます。徳島県の音楽文化が息づくまちづくり事業に関しまして、広く全国に発信をしていただいたところでございます。

どれくらいの頻度でということでございますけれど、秋山氏に関しましては、指揮者として徳島県に御来県いただくときもございます。また、東京でのリハーサルの際に、いろいろ御助言、御指導いただいたりといったところでございます。

山下氏につきましても、東京にいらっしゃる方でございますので、直に会ってということはなかなか難しいところでございますけれど、適時いろんなメールとか電話などで御相談させていただいたというところでございます。

諸石氏につきましては、実際に音楽評論家でございますので、演奏会にいらっしゃっていただいたりしております。実際にどういうふうな演奏がなされて、どういうふうに発信していくかということを、実際に感じたままに冊子に投稿いただいたりしてきたというところでございます。

岡委員

何かスッキリふに落ちないというか、例えば、演出の方だったら音楽列車でオーケストラの演奏しますというんだったら、その事業で来てもらったらいいのではないですか。別に1年間ずっといてもらわなくても、その事業としてちゃんと予算を組んで、その人の経費も出して今回の分としたらいいような気がするんです。1年間ずっと雇っていて、ほとんど会えないけどメールとかでやり取りしてましたぐらいのもので、できるものなんでしょうか。こちらも理解して、こちらの職員が事業をできるものなんですか。

吉成県民文化課長

どういった形で、事業を推進していくかという形でございます。

額につきましては、既に議会でも御答弁させていただいておりますけど、この3名合わせまして年間250万円という形で報酬をお支払いしているというところでございます。個々具体的にそれぞれに報酬を出しながら演出をしてもらうのか、また、トータル的に音楽文化が息づくまちづくり事業をトータルコーディネートしていただくといった観点からいえば、年間を通じ、それぞれの見地から御意見を頂くといった形が、より適切ではなかったかというふうに考えております。

岡委員

この音楽文化が息づくまちづくりというもの自体が、とくしま記念オーケストラのための事業だったということですね。今のだったら、そういうような認識になると思います。 秋山氏と山下氏と諸石氏が、顧問ではないですけどコーディネーター、アドバイザーというような立場に立って、オーケストラをどういうふうにしていくかということを相談されていたわけでしょう。ほかの邦楽であったり、例えば洋楽であったりというのは、口出せませんよね。ということは、この事業自体が、とくしま記念オーケストラをするための事業だったということなんだろうと、そういう認識を持たせていただきます。

ちょっと話が変わるんですけれども、川岸さんという方がいらっしゃって、この方が音楽事業全般を仕切っていたのではないかというようなことだったんですけども、ですから川岸さんという方は、簡単に言うと下準備をしに来ていた、楽団員の手配とかということなんですね。

喜羽あわ文化創造担当室長

音楽プロダクションの元代表者についてなんですけれども、演奏会本体の業務について、公益財団法人徳島県文化振興財団から受託しました元請事業者から、協力業者として業務に携わるとともに、県がとくしま記念オーケストラの事務局的機能をお願いする財団から、演奏会の構想段階における様々な準備や調整業務について業務を受けておりました。

こうした業務につきましては、あくまで演奏会をはじめとした音楽事業に関する実務の 部分を受託したに過ぎず、とくしま記念オーケストラの運営に当たりましては、先ほどの それぞれの専門家の方の御意見を踏まえ、意思決定を財団において行っておりました。

岡委員

下準備ということですよね。私、去年度は総務委員会でおりませんでしたので、伝聞であったり文書を見るだけで、今まではこう理解をしておったんですが、この川岸さんという方が、例えば、楽譜を購入するとか、何かいろいろあるんですよね。楽譜の選定をしたり、曲選びをしたりとかいうことをされてるように思っていたんです。そんなように聞いたような気がしていたのでそう思ってたんだけど、そういうことには一切タッチされてないということですよね。何か言うことあるんだったら、違うのだったらどうぞ。

吉成県民文化課長

オーケストラの曲目選定に当たりまして、川岸氏がどの程度関わっていたかということでございますけれど、もちろんオーケストラの曲目を演奏する場合には、いろんな候補を立てるところでございます。そうしたところから、全く音楽知識がない人間ではできないというところもございまして、川岸氏に当たりましては、そうした曲目に全く携わっていなかったかというと、そうではないだろうというふうには推測しています。

ただ、そうした曲を演奏する最終決定につきましては、当然、音楽監督でありましたり 指揮者でありましたりと相談して、最終は決定するといった形になろうかと思います。

岡委員

この辺でこんなに時間が掛かると思ってなかったんですけれども。だったら、曲の選定もしていたということなんですか。秋山氏は、この川岸さんという人が選んできた曲の中からピックアップしていたということなんですね。演出にしたって、多分演出の中でこういう曲をつないで、こういうふうにしていこうというような考え方もあると思うんですけども、当然されると思うんですけども、そのベースになるところは川岸氏が選んでいたということですか。

吉成県民文化課長

そうした案を考えられるような方であったということでございまして、曲目はもちろん 最終的には音楽監督が決めたり指揮者の方が最終決定したりということでございますの で、実務を担当していたというところでございますが、どこまで曲選定に携わっていたか ということは我々は十分には分かりませんが、そういう知識はあった方だと、実務をされ るが上でそういう知識は当然あった方だというふうに考えております。

岡委員

分からんということですね。曲目選びに入っていたかどうかというのは、正直言って分からんと。分からんのだったら分からんで結構ですので。であったのならば、演出家の方も音楽全般のプロデューサーの方も、非常に優秀な方がいらっしゃると。曲の選定であったり曲のつなぎ方というのは、演出においては非常に大きな部分を占めてくると思うんですよね。ですから、確認は取れていませんけれども、恐らくそこまではしてなかったのではないかと思います。分担をして、逆に言うと出しゃばることになるわけですし、そこま

ではされてないんだろうと思います。

この川岸さんという方が、本県の音楽事業に深く関わるようになったきっかけというのは、ほとんどの方が御承知のとおり1回目の国民文化祭で、私が聞いたところによると、この川岸さんという方が東京交響楽団の皆さん方と来られておったと。そのときが、何をもって判断材料としているかは知りませんけれども、大成功を収めたと。それで、2回目の国民文化祭をする際に、そういう方がいらっしゃるんでもう1回頼もうかということになって、そのときにオーケストラができたのでこれを継続していこうということで、とくしま記念オーケストラができたというような理解でよろしいですよね。

ここで、非常に大きな疑問なんですけれども、1回目の国民文化祭はうまいこといきました、元請事業者も確か一緒だったですよね。元請事業者も一緒で、川岸氏も来られてて、東京交響楽団の方も来られて、何をもってかは知りませんけれど大成功を収めたというような判断をされた。それで、2回目をする際に、うまいこといったからまた同じ人でいこうかというような判断になったのは、私はちょっと理解ができないのです。

1回目のときというのは、初めから元請事業者とアンサンブル・セシリアに、県のほうから、財団がやったかどうか知りませんけれども財団のほうから、お願いに行かれたんでしょうか。例えば、公募をかけてプロポーザル方式で入札みたいなことをしたというようなことはあったんでしょうか。

喜羽あわ文化創造担当室長

1回目の国民文化祭のときの状況ですけれども、元請事業者とクラシックを進める上で随意契約したかどうかということですが、県内元請事業者につきましては、平成19年度に開催された1度目の国民文化祭のときの総合フェスティバルについては、プロポーザル方式により選定しております。

2度目の国民文化祭に向けてスタートしたとくしま記念オーケストラについて,演奏会委託事業を行うに当たっては,財団が1回目の国民文化文祭の成果を踏まえて,この事業者に委託したというふうに伺っております。

岡委員

1回目は、何社かが来られてプロポーザルで選定をされているわけですよね。それが、本当に何の判断かは分からんのですけども、自分らの中でなのか何があったのか知りませんけれどもうまいこといった、うまいこといったから次は随意契約であそこへ頼もうかと。例えば、公共工事があって橋を架けました。上手に架けてくれたから、同じような長さの橋があるから、随意契約となりますか。ならないですよね。

それで、1回目が確かにうまいこといったのかもしれません。けれど、次もう1回ちゃんと公募をかけて選定をしたら、違う業者がもっと良い案を持ってきたかもしれないですよね。何でそういう発想が出てこなかったのか。何で2回目のときに単純に、あのときにあそこへ頼んだから頼もうかというような話になったのか。この経緯は分かりますか。

喜羽あわ文化創造担当室長

すみません、1回目はプロポーザルして、2回目以降は財団がそこを選んだというのは

分かっているんですけれども、財団の判断で行ったものでして、なぜかというのはちょっと分からないところではあります。

ただ、知事も今回の教訓を生かしてということで、PFI指定管理をはじめ、各種事業の選定に当たっては、競争性を高めることにより先進性や独自性、類似性に着目して公募型プロポーザルを実施するなど、広く門戸を開放するとともに、審査に当たって外部有識者が過半数を占める選定委員会を設置して、公正性や透明性を高めた事業選定をしてまいると言っておりますので、今後そういうふうにしたいと。

岡委員

そんなこと当たり前のことなんですね。このとくしま記念オーケストラの事業は、私が7年前に初当選させていただいたときの5月ぐらいに発表になったので、よく覚えているんです。そのときには、もう公共工事には当然、入札も入っていただろうし、競争性を高めて良いものをちょっとでも経費を安くできるようにするというのは、当たり前のことなんですよ。それがなぜか財団では、そんなことすら徹底ができてなかった。そんな意識もなく、1回目がうまいこといったから2回目もそこでいいのではないかと随意契約してしまった。元請事業者も、そのときにアンサンブル・セシリアという業者だったのでそこへ頼もうといって、恐らく随意契約をしたんでしょうね。

これが、そもそもの問題の始まりではないかと。財団のこの判断が、県民の皆さん方に、不信感を与えてしまう一番の原因ではなかったのかと。今までの1年間の議論であったりとか、その後もいろいろ話をさせていただきましたけれども、これが一番大本の大きな原因でないかと思います。

それで、この財団のことなんですけれども、土曜日の新聞に、財団が、財団の理事会の承認を得ずにとくしま記念オーケストラの事業費を増額していた、4年間で2億9,189万円という記事が出ていました。これが事実なのか、どうなのかということと、この新聞報道によりますと、理事会の承認を得なければならないと会計処理規程ではなっているのですが、財団側が、当初計画の段階では一定の枠組みだけが決まり、その後に事業内容が固まって増額された可能性があるが詳しい経緯は分からない、理事会には事業を終えた後の報告段階で説明し了承を得ていると説明をしておられるみたいですが、これは事実なのかということ。それと、予算の増額について理事会の議決を得ていないことに問題はなかったのか。お答えいただきたいと思います。

吉成県民文化課長

土曜日の新聞を踏まえましての御質問でございます。

財団におきましては、前年度の理事会におきまして翌年度の事業計画を決議いただいているところでございます。財団の会計処理規程におきましては、委員から今お話がありましたように、予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成し理事会の承認を得なければならないということが規定されてされておりますが、前年度の理事会により決議いただいている事業につきましては、事業の実施に当たりまして、効果を高めるために演出の方法でありますとか運営方法を変更することによりまして当初の予算が増加しても、会計処理規程上の予算の補正を必要とするときには該当しないということで運用して

いるとお伺いしております。

なお、事業実施内容につきましては、翌年度の理事会におきまして報告審議を行うことが、とくしま記念オーケストラ事業以外でも増額した分については慣例となっておりまして、各理事から承認を得ていると伺っておりまして、県としても事務執行上、適切に行われているものと考えております。

岡委員

今のを私も手元に持っているんですけれども、公益財団法人徳島県文化振興財団会計処理規程というのがあるんです。第15条に「予算の補正を必要とするときは、理事長は、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。」と書いてあります。ただし書きとかはないんです。だから、補正予算を組む場合は、補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならないしか書いてありません。慣例で勝手にそんな増額をやっていたというのは、言語道断です。

ちょっと資料も入手いたしまして、今までの平成25年度から平成28年度までの分があるんですが、これはとくしま記念オーケストラ事業の分だけなのか、平成25年度の当初予算が2、203万円の分が9、131万5、110円になっているんです。7、000万円ぐらい事業を勝手に追加して増額をしている。次の年の平成26年度は8、440万円が1億円超えて1、500万円増額。平成27年度は3、482万3、094円増額。平成28年度においては1億4、134万7、000円の予算組みが3億1、315万8、345円と、倍以上になっているんですね。これは、もともと事業として挙げていたので、追加をした分は後で報告したらいいというような額でもないと思うんですが、これでもちゃんとした会計処理ができていたということなんでしょうか。

吉成県民文化課長

ちゃんとした会計処理はできていたのかということでございますが、繰り返しになりますが、財団におきましては、前年度の理事会におきまして承認いただいた事業につきましては、事業実施に当たりましてより効果を高めるために事業費が増加したり、また運営方法を変更することによりまして額が増加したといたしましても、会計処理規程上の予算の補正を必要とするときには該当しないということで運用していると聞いております。

岡委員

そういう認識で事業を進めてるから、こんな大きい問題になるんだと思いますよ。財団のことですからあれなんでしょうけれども、今ここで、財団の方でないから言っても仕方ないのかもしれないけれど、財団がそういう、いい加減な経理をしてきたということは本当に大きな問題であって、県民の皆さん方が本当のところを知ったら、かなりお怒りになると思います。

そして、今までの書類とかも、理事会に最終的に諮って承認を得ているということですけれども、こういう手続のときに異論がなかったのか。当初から倍以上もの金額になっているような事業計画、最初は2,000万円だったものが9,000万円になって出てくるということに対して、これは何なのか、何でこんなことをする必要があったのかというような話は出なかったんでしょうか。

吉成県民文化課長

理事会での異論がなかったのかということでございます。

財団に聞き取りをしたところでございますけれど、先ほど申しましたとおり、翌年度の理事会におきまして、具体的な事業内容を説明して特に異論なく承認されていると聞いております。具体的な理事の構成につきましては、公表もされておりますので申し上げますと、理事長1名、副理事長1名のほかは、文化団体の代表者といたしまして1名、また学識経験者として徳島大学から1名、マスコミ関係者といたしまして、徳島新聞社、四国放送、NHK徳島放送局から各1名、行政機関といたしまして県から1名、県教育委員会から1名の計9名でございます。

岡委員

理事会のほうでも、どういう議論がなされていたのか。毎年毎年、決算なり予算なりを見ているわけですから、今まで問題になってきたような、何でこんなにとくしま記念オーケストラの事業費だけが膨らみ続けるのか。第三者が入って見ていたわけでしょう。どこまで真剣に見ていたかは別ですけれども、恐らく、アンサンブル・セシリアの問題が出なかったら、そのままいっていたんだろうと思います。何の問題もなく3億円が5億円になり、5億円が7億円になっていたかもしれない。だから、この財団のところででもそうですし、きちんとした手続を踏んでやっていけば、恐らくこんなことにはなってないはずなんですよ。脱税の問題は別ですよ。それはもう個人の会社がやったことですから別ですけれども、事業費が膨らんでいって、県民の皆さん方に不信感を与えるようなことにはならなかったのではないかと思います。

ですから、最初に申し上げたように、財団の今までの手続上の不備であったりとか事業の積み重ね方であったりとか、長期にわたって、先ほどもおっしゃっていましたけれども、慣例で途中で追加になっても別に最終的に報告して事後了承をもらったらいいというようなやり方をしていたのが、こうやってここへ出てきているわけでしょう。公金が入っている組織なんですよ。民間の組織だったら勝手にしたらいいんです、自分たちでするんだったらいいけど、この組織は県民の皆さん方の税金が入っているんです。

ここに対しては、しっかりと会計処理規程の手続だけじゃなくて、今まで何をやってきていたのか、何が問題だったのか。県民の皆さん方には、どこをどう改善してこれから頑張っていきますというのでは通りません、今回のことは気を付けますというのでは通らないんです。だから、どういうような対処をしていくのかということを、県としてもしっかりと相談をしながら、話合いもしながら、きちんとした対処策、今後二度とこういうことが起こらないようにするためには、どういうことを変えていかないといけないのか、どこに問題があったのかということを1回きちんと話をするべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

吉成県民文化課長

県としても, しっかり検証するべきではないかということでございます。

繰り返しになりますが、財団におきましては、会計処理規程上の補正予算を必要とする

ときには該当しないということで運用をしておりました。また、事業実施に当たりましては、翌年度の理事会におきまして報告をすることが慣例となっておりまして、各理事から承認を得ていると伺っておりまして、県としても事務執行上は適切に行われているものと考えております。

しかしながら今、岡委員からもお話がございましたように、そういった運用が県民の皆様には分かりにくいというところも確かにございます。そのため、県といたしましては、定期的な公益法人の立入りでございますとか、委託業務の完了検査などを通しまして、財団の一時的な改善に向けた取組を支援してまいりますとともに、財団のあくまでも自主性、主体性を尊重しつつ、事務執行のより一層の改善に向けまして、今後必要に応じた会計処理規程の改正などに助言を行うなど、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

岡委員

財団の自主性、主体性というのはあるんでしょうけれども、今回これだけ大きい問題になっているわけですよ。それ以上に、やらないといけないことがあると思います。何が問題だったんだろうか、これからどうしないといけないのだろうか。県民の皆さん方に、また財団がしっかりと事業をしていくに当たって、県も執行部としても、どうやって信頼を確保していくことができるのだろうか、もう1回信頼を取り戻すことができるんだろうか。そのことについては、こちらからアドバイスします、自主性、主体性に任せますというのだったら、今も補助金が出ていますがそんなのは認められないですよ。みんな同じ気持ちだと思いますよ。そんないい加減な所に、次から気を付けますといってお金下さいと言われて誰が出しますか。

県の予算で言ったら、毎年毎年、知事が勝手に予算を決めて後から追加して、議会へ先決したから認めてよ、了解というのと一緒ですよ。ばかにされているということですよ。議会に対して、もしそんなことをしていたら。これは、それと同じことをしているわけですよ。助言します、今後、適時適切に対応してまいりますというのは駄目ですので、きちんと話をしてきてください。どこに不信感を与える原因があって、どういうふうに修正しましたと、きちんと議会に報告していただきたい。本当に来年度の予算は考えないといけないと思いますよ。まともなものが出てこないのだったら、そんなところに県民の大事な税金を持っていくわけにはいきませんので。そのことについては、しっかりとやっていただけるんでしょうか。

吉成県民文化課長

財団の運営に関しまして、岡委員から大変厳しい御指摘を頂いております。

まずもって、財団の中の内規でございます。県としても、御協力できるところはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

岡委員

どう変わったかは、報告はしていただけるんですか。できないのだったらできないで結構ですし、それは対応の仕方がありますので、どうされるのですか。

吉成県民文化課長

時期につきましては、もちろん財団とも協議しながら進めてまいりたいというように考えておりますが、議会にも、改善の方向が示されましたら御報告させていただきたいと考えております。

岡委員

本当に真剣に、あなたたちは不信感を持たれているんですから、そのことは肝に銘じてください。どうしたら本当に信用してもらえるのか、真剣に考えて、できるだけ早期に議会に報告を頂くように強く要請をさせていただくのと、二度と、こんな事業、こんなやり方を財団のほうでさせないように。県も一緒ですよ。県民のただでさえ薄らいでる信頼感を更に薄めさせるようなことが二度とないように。このことは、強く要請をして質問を終わりたいと思います。

元木委員

質問が続いておりますので簡単に、私からも質問させていただきます。

この度、体育の日がスポーツの日に変わるということで、これからいよいよ東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ機運も高まってくると思われます。県民の方々の中でも、スポーツに関心のある方と感心のない方の二極化ですとか、とりわけ中学生とか高校生等、女性の方々を中心として体力の格差が広がっているというような指摘がございまして、もっとスポーツ実施率を高めていく取組が必要ではないかということが言われております。

先ほど、各委員からもスポーツ競技力の向上等の観点からの質問があったわけでございますけれども、私のほうからは、スポーツの裾野の拡大に向けた取組についての質問をさせていただけたらと思っております。そもそも、スポーツ実施率ということの考え方についての認識についてお伺いいたします。

松本県民スポーツ課長

ただいま委員から、スポーツ実施率についてのお尋ねがございました。

スポーツ実施率につきましては、国、本県ともに毎年モニターアンケートという形で把握をいたしております。その前提となります実施ということにつきましては、成人の方が週に1回以上、運動、スポーツに取り組んでいるか、触れているかといったような観点でアンケート調査をした結果をスポーツ実施率という形で把握をいたしております。

全国の直近の実績なんですけれども、昨年の調査結果が最終のものになりますが、本県の場合ですと51.8%、これに対しまして全国としては51.5%ということで、似たような実施率になっております。

元木委員

これから本県が、スポーツ王国とくしまを実現していくためには、このスポーツ実施率をいかにして向上させていくかということが大きなテーマであろうかと思います。スポー

ツと言いましても、ジョギングやウォーキングなんかもスポーツに含めるのではないかと思うわけでございます。スポーツの持つ魅力というのは、今のFIFAワールドカップを見ておりましても、御承知のとおり人間同士の交流ですとか、あるいは地域同士のきずな、また世界平和の実現等、様々な角度から評価されておるわけでございまして、スポーツをする方だけでなく、見る、支える、そういった方々の育成というのも併せて重要ではないかと感じておるわけでございます。

こういう中、県におきましては国際スポーツ大会への関与ですとか、総合型スポーツクラブの育成等、様々な面でスポーツの底辺拡大に向けた取組を進めていただいているわけでございます。県と国と市町村、そしてまたスポーツ団体、事業所等、様々な主体の役割があって、その方々が有機的に連携しながら効果的な取組をそれぞれがすることによって、成功に結び付いていく。そういった観点から、県におけるスポーツ振興の役割の認識と、今実際、県がスポーツ底辺の拡大に向けて取り組まれておられることについてお伺いいたします。

松本県民スポーツ課長

委員から、2点御質問いただきました。スポーツの普及を図るという中で都道府県の役割がどうなっているのかという点と、現時点での県としての取組状況についての御質問だったかと思います。

スポーツに関しましては、国で定めておりますスポーツ基本法がございます。その中で、地方公共団体の責務ということが規定されておりまして、基本理念にのっとりまして、スポーツに関する施策について、国との連携を図りながら自主的、主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定する、ないしは実施していくという責務が規定されております。また同法の中では、都道府県、それから市町村のほうで、国もスポーツ基本計画というものを既に定めておりますけれども、そういった内容を踏まえて各地方でのスポーツ推進計画を定める、その中で各種施策を実施していくという役割を担っております。これは国と地方公共団体が連携しての取組となりますけれども、そういった各基本計画を実施する中で、必要な事項としましては、各種指導者等の養成でありますとか、スポーツ施設の整備、それから先ほど国際スポーツ大会がございましたけれどもスポーツに関する国際的な交流ですとか、スポーツ行事の実施、体育の日のこともございましたけれども体育の日の様々なスポーツを振興するような取組ですとか、そういった各種の取組について、国、地方公共団体がそれぞれの立場で実施して推進していくといった形になってございます。

これに対しまして、現時点で本県での取組といったことでございますけれども、まず、この3月に新たな5か年計画になります、スポーツ推進計画を策定させていただきました。その中で、成人の週1回以上のスポーツ実施率を5年間の間で、先ほど50%少しを超える程度でしたが65%まで引き上げていこうということで、これは国の計画目標とも一致するものでございます。それと、スポーツに無関心な層の方々をゼロにしていこうという、二つの大きな目標を立てて施策を実施することといたしております。その核になる部分では、各地域での総合型地域スポーツクラブ、これが各年代の方、それぞれの能力等に応じたスポーツを楽しんでいただく、普及していただく機能、働きがございます。それを創設ないしは質的な充実をどんどん図っていきたいという点がございます。

この県の事業といたしましては、そういったスポーツクラブに対する様々な相談、支援、こちらに対しましては、一般財団法人徳島県スポーツ振興財団の中に徳島県広域スポーツセンターを組織いたしておりまして、そちらで県内各地域でのスポーツクラブとの連携を図って、情報共有でありますとか、創設・運営における課題についての助言ですとか、県の様々な助成制度の周知等々、細かい運営をする上で必要な支援をさせていただいております。

それと、県の各事業の中では、先ほど申したスポーツ実施率をいかに上げていくかということで、各クラブが市町村等と連係して取組をする事業に対しての助成でありますとか、特に子供たち、ジュニア層をターゲットにしまして、ふだんスポーツされていない子供たちにも取り組みやすいスポーツや運動の場を提供する事業に対する講師の派遣など、いろいろな支援をさせていただいているところでございます。そういった形での助成ですとか、先ほどの運営面の様々な支援等々を通じまして、県内のクラブへの参加数を増やしていくという形で、スポーツの実施率を上げていけたらというふうに考えております。

それともう一つ、県の直接の予算の事業ではございませんが、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、県の趣旨に賛同していただく企業、団体から協賛金を頂いて行う事業がございます。その中で、新たにスポーツを始めるきっかけになるような、大小様々な教室やイベントの開催経費を助成するといったようなこともやらせていただいておりますので、そういった様々な取組を通して実施率を上げていけたらというふうに考えております。

元木委員

これから、今年はウェイクボードの世界選手権、そして来年はラグビーワールドカップ、そして2020年は東京オリンピック・パラリンピック、そしてそのまた1年後にはワールドマスターズゲームズ2021関西と、スポーツ大会がこれから目白押しであるわけでございますけれども、こういったものを核としながら、是非本県の独自性というか地域性をしっかりとアピールしながら、スポーツの魅力を多くの方に伝えていただいて、底辺の拡大、そしてまたそれを通じて、競技力の向上にもつながっていくことを期待申し上げる次第でございます。

これまで、スポーツといいますと大体、学校体育の面からのアプローチと国体の競技力の向上という二つの面が中心で予算を組まれてきたと思うのですけれども、これからまた新しい視点で、どんどんチーム力としても積極的に取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

それと、今回の本会議におきまして、子育て支援の関係で保育料の無料化につきまして、これまで第3子以降保育料無料化であったものが第2子までということで知事からの御表明がございました。これまで子育て支援に関しましては、中学校修了までの医療費の無料化等、全国に先駆けた取組ということを積極的に行っていただいておりまして、保護者の経済的な負担の軽減という面では、大きく進歩しているのではないかと感じた次第でございます。一方におきまして、ただほど高い物はないというような言葉もありますとおり、保育サービスの提供者側からも、いろんなこういった施策に関して賛否両論あるわけでございます。

まず、この第2子以降の保育料無料化についての施策の期待される効果と、長所には短所というのも付きものでございますが、デメリットについてもどういった分析をされておられるのかをお伺いいたします。

中川次世代育成·青少年課長

ただいま元木委員から、今議会で知事から御答弁をさせていただきました、保育料の第 2子への無料化の拡大についての長所、短所についてということで御質問を頂いております。

まず、その長所と申しますか、そもそもこの事業の目的ということにもなってこようか と思うのですけれども、ちょっと話がそれますけれども一つ御報告をさせていただきたい と思います。

国立社会保障・人口問題研究所というところが5年に一度、出生動向基本調査、結婚と出産に関する全国調査ですけれども実施しておりまして、直近の2015年、平成27年の6月に行っているものですけれども、その中で、結婚している御夫婦にアンケートをしてる内容としまして、理想とする子供の数は幾らか、何人子供を持つのが理想かという質問と、実際に予定している子供の数というのを聞いてるんです。その中で、理想としている子供の数と予定してる子供の差、実際には1人を希望しているけれども0人の予定ですとかいうところを分析しているんですけれども、その理由の一番多いところといたしまして、子育てや養育にお金が掛かるというような状況がございます。これが更に申し上げまして、理想が3人以上、でも予定してるのは2人というところについては、お金が掛かるという経済的理由を挙げているのが69.8%ということで、一気に上がってくるんです。ですから、もちろん当然と言えば当然なんですけれども、多子になればなるほど、やっぱり経済的負担というものに非常に子供を持つことへの二の足を踏む原因になっているという状況がございます。

そういった中で、先ほど元木委員からも御紹介いただきましたように、医療費についても軽減策を順次講じてきたわけですけれども、この度、第2子に保育料の無料化を拡大するわけですけれども、そういった形で経済的な負担を大きく軽減することによって、子育てに希望を持って、あるいは今までちょっとちゅうちょしていた人が、もう1人子供を持とうということになるというようなことも含めて、目的というかメリットということで考えているところです。

もう一つ御質問のありました、短所はということですけれど、短所ということでもないとは思うのですけれども、よく言われてるのですけれども、保育料を無料化するとニーズが高まる、ただだったら預けようというちょっと乱暴な議論になりますけれども、そういうニーズの高まりというのもありますので、そういう意味では、例えば待機児童とかに結び付いてくる可能性があるのかと。そういったところは今後、事業スキームを構築していくに当たって、やっぱり配慮していく必要があるのかというふうには考えているところでございます。

元木委員

理想と現実のかい離があるといったようなお話を頂きました。私の地元でも、保育料が

もっと安かったらもう1人産むんだけどというようなことも実際によく直接、保護者の方からも聞かれたりして、それはしないといけないということで言われてもおるんですけれども、こういった施策というのは、一方を変化させるのであれば、やはりデメリットと言いますかマイナスの面もしっかりと見ながら、そこに対比するアプローチというのも大事なのではないかと感じておる次第でございます。

例えば、認可保育所を利用していない専業主婦の方ですとか、あるいは認可外保育所を 利用している方からの不満の声もあるのではないかと感じておるわけでございますけれど も、こういった方々への対応というのは何かお考えでありますでしょうか。

中川次世代育成·青少年課長

今,元木委員から,家庭で保育をしている人の不公平感というような御質問なのかと思いますけれども,基本的には,家庭で保育をしていただける環境にある方はしていただければということにはなるんですが,ただ,そもそも今の制度といいますのは,働いていて家庭で見られないとか,そういった方を保育所で預かってというようなことで,市町村のほうで保育の必要性を認定してというような制度になっております。そういった形の枠組みの中で動いているというところは御理解いただけたらと思うんですが,そうは言っても実際問題として,家庭で保育をして保育所には預けてないんだという方もいらっしゃいます。そういった方についても,配慮はしていく必要はあるのかなというふうには考えています。

実際に今、様々な市町村で子育て支援サービスというものが展開されておりまして、要は家庭で保育をしている人というのは、保育所に預けている人にももちろんいろんなストレスはあるんでしょうけれども、家庭でずっと子供と一緒にいると、非常に負担感があったり、あるいはストレスを感じたりという方もおりますので、そういった方は市町村のそういう相談とかに来ていただけるとか、あるいは親子で集まって交流することでストレスを軽減するというようなサービスもございます。

さらに、他県の状況などで申し上げますと、他県とか世界的な話で言いますと、例えば、子供を家庭で保育をすることについての手当みたいなところを給付している国、北欧のほうとかありますし、鳥取県なんかでも、そういった家庭子育て手当的なものをやっておりますので、そういったところは今後検討できる分野ではないのかというふうには思っておるところでございます。

元木委員

是非、こういった方々の不満を少しでも払拭するようなことも併せて検討していただき たいと思っております。

もう1点、応能と応益ということであります。応能負担と応益負担、この両者がバランスの取れた制度というのが、やはり制度として望ましいということですけれども、保育サービスは、保育所によってもサービスレベルが違うわけでございまして、民間の保育所ですとサービスの高い所は、やはりそれに応じた負担を求めるというふうなこともバランスとしてよく言われることでありますし、また所得が高い方ほど負担をたくさんしなければいけないといったこと、そういった両面でアプローチをしていかなければならないと思

うわけでございます。この新たな制度ですと、やはりそこらのバランスがちょっと崩れて くる面があるのではないかと思うわけでございますが、そういった点についての配慮とい うのはございますでしょうか。

中川次世代育成 · 青少年課長

応能負担の原則に照らしてどうかというような御質問なのかと思います。ただいま、元木委員から御説明いただきましたとおり、保育料の個人負担につきましては、所得に応じてというようなことになっておりますので、非課税世帯などは既に無料であったりということにはなっているんですけれども、県が今実施しております第3子以降の無料化におきましても所得制限を設けておりまして、年収640万円以下の世帯というような、これというのは事業を構築したときに、第3子の8割ぐらいを対象にしてというようなことでの設定なんですけれども、要は高所得の人、先ほど委員からお話がありました、負担できる人には負担していただこうということです。ただ、そうは言っても先ほど冒頭のアンケートでも御説明しましたとおり、経済的負担によって子供を諦めようとかということもありますので、そこについては、やっぱり必要な支援はしていく必要があるんだろうということでございます。

そういったことで今後、第2子に拡大するに当たりましては、どういったところを対象にするか、先ほど申し上げましたように640万円以下という所得制限を引き続きどうするのかというような話もありますし、更にもう一つの視点といたしましては、国が今度導入いたします保育料の無料化措置といいますのは、メーンは3歳から5歳を中心にやっていくということで、0歳から2歳児は市町村民税非課税世帯のみを対象としているようなところもございます。そういうのも参考に、県が今回拡大します第2子以降への拡大につきましても、どういう方をターゲットにしていくのかというあたりは、今後また詳細を検討してまいりたいというふうに考えております。

元木委員

是非、このバランスをしっかり保っていただいて、負担能力のあるところからしっかりと頂きながら、低所得の方々にも配慮をしながら、バランスの取れた制度にしていただきたいと改めて要望させていただきたいと思います。

三つ目の課題といたしましては、税収の豊かな自治体とそうではない自治体によっての格差もあるのではないかという部分と、民間の保育所ですと社会福祉法人等、保育サービスを運営する事業所の中での豊かな所とそうではない所で、保育料によっても差ができてくるのではないかと考えますけれども、実際、県内のこういった格差というのは、どの程度あるのか。そしてまた、この格差を埋めていくための方策というのは、どういったことをお考えであるのかということについてお伺いいたします。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、保育料の格差についてということでの御質問を頂いております。

いわゆる認可保育所につきましては、基本的には、保育料の個人負担といいますのは、
先ほど申し上げましたように、所得によってそれぞれ設定されているところでございま

す。一方で、認可外保育施設というような所では、一部、高度な教育といいますか、語学とかそういうのをうたって、高額というような所もございます。そういった所に対しましては、本来、認可に入りたい人が入れなくて認可外に回ってしまうというようなときには、負担額が本人の意図しないところで増えていくというようなこともございます。そういったことを防ぐという意味で、今年度から保育料の第3子以降無料化の措置につきましては、今までは認可保育所でやっていたのですけれども、認可外に対しても、そういった形で認可に入りたいんだけれども入れなくて認可外に回ってしまったような方については、一定支援できるような事業スキームも作っていってるところでございます。不公平感の出ないような、そういった形での事業スキームを今後も作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

元木委員

是非、こういった個人の不公平感に加えて、自治体間、また事業所間での不公平感も是正ができるような制度を心掛けて、これからも作っていただきたい。そして、その事業を営む方々も、現場の課題等も改めて県としても市町村と一緒になって把握をしながら、しっかりと子育てに強い政策を実現していただきたいと思います。

加えまして、多子世帯につきましても、ちょっと質問はやめておきますけれども、いろいろ要望を受けておりまして、4人目以上産んだ方に、例えば報奨金を100万円ずつ配ったらとかいう方もおいでますし、少しでもそういった方々の労をねぎらうという意味で、表彰といった制度も工夫したらどうかといった声もございます。

いろんなアイデアを工夫しながら、少しでも多くの子供が、徳島の地で産み育てることができますように御支援お願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

樫本委員

午前中の黒﨑委員の質問のうち、水素グリッド構想の実現に向けての質問でございますが、私は、3年ぐらい前の代表質問の中でこの質問をさせていただいて、環境首都課自然エネルギー推進室だったと思います。東京都が水素バスを導入して、東京ビッグサイトと東京駅とを結んでいるんです。徳島県でも是非、東京オリンピックと同時にこれを導入していただきたいということで、やりますとこういうことになっておったんです。そこで、運行する系統として、徳島阿波おどり空港と徳島駅との間を結ぶ所に運用すれば、最もアピールができて効果的ではないかという注文をしたんです。その後、検討されていただいていると思うのですが、導入時期が2020年に狂いがないのかということと、徳島阿波おどり空港と徳島駅とを結ぶ運行エリアと、今この二つがどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきたい。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、燃料電池バスについての御質問を頂きました。

燃料電池バスについては、2020年東京オリンピックで、東京に100台走らせるということが言われております。その際に、トヨタのほうでも100台プラスアルファで生産できるというようなところで、東京都の余剰分といったらあれなんですけれども、間に合うよう

に本県に導入できるよう鋭意, 交渉は進めているところでございます。ただ, 確約には 至っておらないのが正直なところでございます。

走らせるコースについてですけれども、燃料電池バスにもバスの仕様がございますのと、燃料電池バスについては大量の水素を補給しなくてはいけませんので、その水素ステーションの位置というのも現在検討中でございます。ただ、委員御提案のように、一番宣伝効果もある路線でと考えておりますので、前向きに検討させていただいておるところでございます。

樫本委員

まだ確定ではないんですね。あともう少し覚悟が足らない。東京は日本の首都で首都東京。徳島県は環境首都と言ってるんですよ。それはやらないといけない。環境首都徳島と言ってやっているんだから、しっかりと水素グリッド構想は実現しないといけない。

それと、日本航空では貨物のフォークリフトにおいて、水素の燃料電池化をしていますね。あそこにも確実にステーションを作らないといけない。サプライ体制もしっかりと作っていただかないと、私も水素自動車を皆さんに協力して買いましたけれど、まだ4回しか充塡していない。徳島県の設備では満タンに充塡できない。60%から70%、最大一杯入れても400キロメートル走れない。もっと使えるような状態にしてくれないといけない。燃料タンク、あのガスタンクに満杯にできるようなサプライ体制を作らないと、これは普及しませんよ。環境首都という大きな名前を付けてやっているんだから、しっかりと取り組んでいただきたい。

これは、ちょっと不安になってきた。やると言ったんだから、2020年間違いなくやってくださいよ。もう一度、意気込みを聞きたい。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま委員から、決意表明をということで、その前にFCVを御購入いただきまして 大変ありがとうございます。一役買っていただいております。

正に2020年,バス導入,不退転の覚悟で臨んでおります。委員がおっしゃるように燃料を供給できる施設がないことには、バスを導入しても使い物になりませんので、まずは水素ステーションの設置、それと並行してバスの確保というところで頑張ってまいります。

樫本委員

事業者のバス会社とは、もうきちんと合意ができているのですか。

杉山自然エネルギー推進室長

委員御存じのとおりと思いますが、バス導入検討委員会というのを設置いたしまして、 その中でバス協会の会長として徳島バス株式会社さんにも加わってもらっております。そ の中で、運行について検討いただいているところでございます。

樫本委員

しっかり頑張ってください。検討ではいけない、確約を、もうちょっとでゴールですと

いうところまで、早くやってもらいたい。

喜多委員長

委員各位にお諮りいたします。ただいま,上村議員から発言の申出がありましたので, この発言を許可したいと思いますが,これに御異議ございませんか。

樫本委員

異議はございませんが、委員外発言は質問と答弁を含めて15分以内というルールがありますので、そのルールを守っていただいた上で発言を許可されたらどうですか。

喜多委員長

それでは, 上村議員の発言を許可いたします。

なお,委員外議員の発言については,1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せ がなされておりますので,よろしくお願いします。

それでは,質疑をどうぞ。

上村議員

ありがとうございます。それでは、岡委員がとくしま記念オーケストラ事業に関しておっしゃいましたけれども、引き続いて、公益財団法人徳島県文化振興財団の事業費が、年度ごとに年度途中で足されて増額されていった問題について、会計処理規程の違反ではないかという話もありましたけれども、この問題については財団の定款の違反の可能性もあるのではないかということを指摘したいと思うんです。定款の第9条では、「本財団の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。」といった記述もありますので、その点はどうなのか。

それから、川岸氏の給与の一括払い。平成25年度ですか、年間90万円ということを一括で4月に支払っている件ですけれども、これは一般質問でも取り上げましたけれども、給与というのは、必ず毎月1回以上支払わなければいけないという原則になっていると思います。例え、年俸制であっても12回以上に分割して支払わなくてはいけない、1年先払いとしても一括払いというのは違法なのだということが、労働基準法にも書かれてありますので、これとの関係がどうなのか。

それから、川岸氏が脱税容疑で告発されたのが5月末だったと思いますけれども、平成29年度の決算の関係でお伺いしたときに、平成29年度当初からアンサンブル・セシリアの事業は外れているというふうにお伺いしました。それは、なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

喜羽あわ文化創造担当室長

まず、平成29年度の事業についてなんですけれども、平成29年度につきましては、公益 財団法人徳島県文化振興財団とアンサンブル・セシリア、川岸氏については契約が発生し ていないと聞いております。ですので、当然ながら支払等も発生していない状況でござい ます。

それから、4月に年額一括払いしたのは、なぜかというところでございます。これは先日、部長答弁でもお答えしましたが、平成23年9月設立のとくしま記念オーケストラは平成24年度の全国初となる2度目の国民文化祭の開催により、盛り上がった文化振興の機運を一過性に終わらせることがないよう、県民の皆様に優れた一流の芸術を身近に感じていただくとともに、音楽文化の裾野を広げ地域の活性化を図る、音楽文化の息づくまちづくりを推進するため、音楽ホールはもとより体育館や文化センター、公民館など県内各地の様々な場所において演奏会を行っておりました。また、とくしま記念オーケストラは開催の都度、演奏家を集めることから常設の事務局はなく、楽団員の調整などの庶務的な業務や演奏会の日程調整をはじめとした総合調整など、事務的機能を財団において担っておりました。とくしま記念オーケストラの演奏会は、次回の演奏会をどこで開催するのか、どういう人数で、どういった楽器で、何を演奏するのか。また、演奏会に足を運んでくださる住民の方々になじんでもらいやすい演奏曲の選定など、事前の準備には相当な時間とエネルギーを要し、事務局的機能を有していた財団だけでは限界があることから、2度の国民文化祭の成功を通じ、東京の演奏家とも連絡調整をしていた音楽プロダクションの元代表である川岸氏に事前に演奏会場の確認などをさせてきたところです。

そういった労働の対価として、財団から報酬的な支出として支払ったものと聞いております。支払時期等の事務手続については、財団により適切に処理されたものと考えております。

吉成県民文化課長

上村議員から、冒頭に御質問がございました、財団の運営に関する御質問でございます。

先ほどもお答えさせていただきましたように,財団におきましては,前年度の理事会で 決議いただいた事業につきましては,予算を増額しても会計処理上予算の補正を必要とす るときには該当しないということとして,運用をしております。

また、事業実施内容につきましては翌年度、いわゆる事業が終わった後の理事会におきまして、各理事の皆様に丁寧に御報告するとともに審議をしていただき、とくしま記念オーケストラ事業以外におきましても、こうした取扱いが慣例という形になっていたところでございます。こうした説明を行いまして、各理事の皆様からも御承認を頂いているということでございます。

上村議員

ということは、この定款どおりにいってなくても当然というお答えですか。私には、そういうふうに聞こえましたけれども、これは大変問題だと思いますので、やっぱり今後も 追求していきたいと思います。

質問時間が限られていますので、次の質問に移りたいと思います。先ほどのあわ文化継承発展に係る業務に関して、派遣職員は、平成25年度が3名、平成26年度が2名、平成27年度が3名、平成28年度が1名と、毎年県から派遣されております。この派遣職員について、業務に当たっては、先日の一般質問の部長の答弁の中で、県民の幅広い文化向上、

学術教育活動支援,また県と財団との連携,それから国の補助業務などに当たるとともに,財団の検証業務にも当たっているように言われました。ということは,財団が会計処理規程,また定款,それから川岸氏の給与の一括払いと,こうしたルール破りをしていることについて,この職員は一体どういう役割を果たしていたのか,この点についてお伺いしたいと思います。

それから、納税証明を取らなかった点ですけれども、財団が全て納税証明を取っているとは限らないという御答弁がありましたけれども、多額の事業をするということが分かっている場合、納税証明は最初から取らないというのは非常に不可思議です。これは、やっぱり川岸氏が前年から県の政策参与になっていたということで、特別扱いだったのではないかと、そういった疑いを持っているわけです。

それから、すみません質問が多いのですけれど、あともう1点、平成29年度4月当初から契約が発生していなかったと言われますけれども、川岸氏の容疑が発覚したのは5月末だったと認識しております。ですから4月当初から、例えばアウトリーチ、それからにぎわいづくり音楽列車も5月ですよね。だから、3月末にも事業が確定していて、それが発生する年度の最初から事業の契約がなかったというのは、何が原因なんですか。非常に不思議だと思います。

それに関連して、平成29年度に音楽文化創造事業という5,500万円もの予算をつぎ込んだ事業、演奏会等の機会を捉え最新の映像技術の活用などにより新たな徳島発の音楽文化を創造すると銘打って事業一覧に入っておりましたけれども、この5,500万円の事業がどうなったのかとお聞きしましたら、これは国から採択をされなかったので中止になりましたと。こういったことについて、全く総務委員会でも御報告がなかったのはなぜなのか。

次から次へと、本当におかしなことが出てきている。先ほどいろいろ問題にしてきたのは、2月以降に分かったことですよね。それなのに幕じまいを図ろうというのは、大変解せないと思います。私はこの問題については、後から答弁も頂きますけれども、特別委員会を設置して、きちんと究明、解明をしていかないと、県民の皆さんはますます疑念が深まっているとおっしゃってるんですから、議会としてもこのままでは済まされないと思う次第です。

吉成県民文化課長

まず、上村議員から御質問の検証業務というところでございますけれど、ちょっとここが私ども十分理解できないところで、どういった趣旨でお話をされたのかというのがちょっとよく分からないところもございますが、派遣職員につきましては、いわゆる県との連携事業ということで、第九演奏会でございますとか定期演奏会の業務に連携して従事しているところでございます。また、県と連携して国の補助事業に対する情報共有でございますとか、財団のいわゆる表彰業務に従事しているというところでございます。表彰をする表彰業務に担当職員が関わっておりましたので、ひょっとしたら顕彰業務というのが、何かそれでちょっと相互に間違いがあるのかなというところでございますので、そこはまた確認していただけたらと思います。

続きまして,もう時間がございませんので簡単に,納税証明を取らなかった件でございますが,財団におきましては,部長から答弁させていただきましたように,取引を行う全

ての相手方から納税証明書を求めているものではございません。そのため、今回も求めて なかったというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

喜羽あわ文化創造担当室長

アンサンブル・セシリアの平成29年度のことなんですけれども、平成29年度につきましては、直接業務に携わっておりませんので契約していないということでございます。

それから、音楽文化創造事業につきましては、平成28年度に国の事業を予定しておりましたが、補助採択がなかったので中止したということでございます。

上村議員

もう時間がありませんけれども、今、平成28年度と言われましたけれども、2017年度、 平成29年度の事業計画に入っております。このことを私は指摘したのです。

それから,同じ2017年度,川岸氏と契約が発生していなかった件については,これは答 えになっていないと思いますので,もう1回正確にお答えいただきたいと思います。

喜羽あわ文化創造担当室長

契約が発生していなかった理由は、業務に直接携わっていなかったからということでございます。平成28年度中の事業については、一部事前に携わっていたというふうには聞いておりますが、平成29年度につきましては、業務に直接携わっていないため契約は締結していないと聞いております。

それと、先ほど平成28年度の国の事業と言ってしまいましたが、平成29年度の間違いで ございます。

上村議員

時間がありませんけれども、いずれも納得がいく答えは頂いていないと思います。やっぱり引き続き、特別委員会などを設置して、この疑念、次々と出てきている問題についてきちんと解明して、しかも情報公開を使って出てきた問題を一つ一つ聞けば答えるという形で、全部がいったいどうなっていたのか。こんな状態では、本当に真摯に議会に全てを明らかにして検証したと言えないと思うんです。是非、特別委員会の設置をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより, 採決に入ります。

お諮りいたします。

県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決) 議案第1号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。 議事の都合により、休憩いたします。(14時33分)